

第7 税 制

1. 府 税 一 覧 (平成 29 年 11 月現在)

普 通 税

1. 個人府民税

(1) 均等割及び所得割

納税義務者	1 府内に住所を有する個人 2 府内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で該当事務所、事業所又は家屋敷を有する市町村内に住所を有しないもの	府税条例第 24 条
課 税 標 準	所得割 前年の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額	府税条例第 27 条
控 除	所得控除 1 雑損控除(災害又は盗難若しくは横領により損失を受けた場合) 次のいずれか多い金額 ア (損失の金額－保険等により補てんされた額)－(総所得金額等×1/10) イ (災害関連支出の金額－保険等により補てんされた額)－5 万円 2 医療費控除 (支払った医療費の総額－保険等により補てんされた額)－{(総所得金額等×5/100)又は 10 万円のいずれか低い額} (限度額 200 万円) 3 社会保険料控除 …… 支払った額 4 小規模企業共済等掛金控除 …… 支払った額 5 生命保険料控除 ア 旧契約(平成 23 年 12 月 31 日以前に生命保険会社等と契約をした保険契約等)に係る生命保険料又は個人年金保険料を支払った場合(両方を支払った場合は、以下の計算方法によりそれぞれ算出した金額の合計額(上限額 70,000 円)) 支払った保険料が (ア) 15,000 円以下の場合 …… 支払った保険料の全額 (イ) 15,000 円超 40,000 円以下の場合 …… … (支払った保険料の金額の合計額) × 1/2 + 7,500 円 (ウ) 40,000 円超 70,000 円以下の場合 …… … (支払った保険料の金額の合計額) × 1/4 + 17,500 円 (エ) 70,000 円超の場合 …… 35,000 円 イ 新契約(平成 24 年 1 月 1 日以後に生命保険会社等と契約をした保険契約等)に係る生命保険料、個人年金保険料又は介護医療保険料を支払った場合(各種にわたり支払った場合は、以下の計算方法によりそれぞれ算出した金額の合計額(上限額 70,000 円)) 支払った保険料が (ア) 12,000 円以下の場合 …… 支払った保険料の全額 (イ) 12,000 円超 32,000 円以下の場合 …… … (支払った保険料の金額の合計額) × 1/2 + 6,000 円 (ウ) 32,000 円超 56,000 円以下の場合 …… (支払った保険料の金額の合計額) × 1/4 + 14,000 円 (エ) 56,000 円超の場合 …… 28,000 円 ウ 生命保険・個人年金保険に関して、新契約と旧契約の保険料を支払っている場合 新旧契約それぞれの計算方法により算出した金額の合計額(各保険の上限額 28,000 円、全体の上限額 70,000 円) 6 地震保険料控除 ア 地震保険料 …… 支払った地震保険料の 1/2 (限度額 25,000 円) イ 旧長期損害保険料 支払った保険料が (ア) 5,000 円以下の場合 …… 支払った保険料の全額 (イ) 5,000 円超 15,000 円以下の場合 …… … (支払った保険料の金額の合計額) × 1/2 + 2,500 円	府税条例第 27 条の 2 地方税法第 34 条

	(ウ) 15,000 円超の場合 …… 10,000 円 ア・イ両方がある場合 ア、イそれぞれの方法で計算した金額の合計額(限度額 25,000 円) 7 障害者、寡婦(寡夫)、勤労学生控除 …… 26 万円 特別障害者(精神又は身体に重度の障害がある者)の場合 30 万円 同居の特別障害者の場合 53 万円 寡婦で総所得金額等が 38 万円以下である生計を一にする子があり、かつ、前年の合計所得金額が 500 万円以下の場合 30 万円 8 配偶者控除 …… 33 万円 配偶者が 70 歳以上の場合 38 万円 9 配偶者特別控除 …… 最高 33 万円 (ただし、配偶者に所得がある場合には、一定の調整後の額) 10 扶養控除 …… 扶養親族(年齢 16 歳以上の者) 1 人につき 33 万円 扶養親族が 70 歳以上の場合 38 万円 扶養親族が 19 歳以上 23 歳未満の場合 45 万円 扶養親族が同居の 70 歳以上の直系尊属の場合 45 万円 11 基礎控除 …… 33 万円	
	事業専従者控除 青色申告者 …… 適正な給与支払額 白色申告者 …… 限度額 配偶者 86 万円 その他 50 万円	地方税法第 32 条
税 率	1 均等割 …… 年 2,100 円 (うち「豊かな森を育てる府民税」600 円) 2 所得割 …… 100 分の 4	府税条例第 31 条 府税条例附則第 11 条の 5 豊かな森を育てる府民 税条例第 3 条 府税条例第 28 条
税 額 控 除	1 調整控除 2 外国税額控除 3 配当控除 4 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除 5 住宅借入金等特別税額控除 6 寄附金税額控除	府税条例第 29 条 府税条例第 30 条 府税条例附則第 4 条 府税条例第 30 条の 2 府税条例附則第 4 条の 4、 第 4 条の 2 府税条例第 29 条の 2
賦 課 期 日	当該年度の初日の属する年の 1 月 1 日	府税条例第 32 条
納 期	(市町村民税の納期と同じ) 1 普通徴収 …… 6 月、8 月、10 月及び 1 月中(ただし均等割のみの場合 6 月中)において、市町村の条例で定める。 2 特別徴収(給与所得者) …… 特別徴収義務者(給与支払者)が特別徴収税額の 12 分の 1 の額を 6 月から翌年 5 月までの間に給与の支払をする際毎月徴収し、その徴収した月の翌月 10 日までに市町村に納入する。 3 特別徴収(65 歳以上の公的年金受給者) …… 特別徴収義務者(年金保険者)が、各人の税額を年金の支給の際徴収し、その徴収した月の翌月 10 日までに市町村に納入する。 (仮徴収… 4 月、6 月、8 月 本徴収… 10 月、12 月、2 月)	地方税法第 320 条 地方税法第 321 条の 5 地方税法第 321 条の 7 の 6、 第 321 条の 7 の 8
徴 収 方 法	普通徴収又は特別徴収(賦課徴収は市町村民税の賦課徴収と併せて行う。)	地方税法第 41 条、 第 319 条
所 得 割 の 課 税 の 特 例	退職手当等の支払を受けるべき日の属する年の 1 月 1 日現在において府内に住所を有する者が、当該退職手当等の支払を受ける場合には、当該退職手当等の所得を他の所得と区別し、所得割を課する。	府税条例第 36 条の 2 から第 36 条の 8 まで

3. 法人事業税

納税義務者	事業を行う法人（人格のない社団等で収益事業を行うもの及び法人課税信託の引受けを行う個人を含む。）	府税条例第42条																											
課税客体	法人の行う事業	府税条例第42条																											
課税標準	<p>1 2以外の事業……各事業年度の所得 ※外形標準課税適用法人については、以下のとおり</p> <table border="1"> <tr> <td>所得割</td> <td>各事業年度の所得</td> </tr> <tr> <td>付加価値割</td> <td>各事業年度の付加価値額</td> </tr> <tr> <td>資本割</td> <td>各事業年度の資本金等の額</td> </tr> </table> <p>2 電気供給業、ガス供給業及び保険業……各事業年度の収入金額</p>	所得割	各事業年度の所得	付加価値割	各事業年度の付加価値額	資本割	各事業年度の資本金等の額	府税条例第42条の5																					
所得割	各事業年度の所得																												
付加価値割	各事業年度の付加価値額																												
資本割	各事業年度の資本金等の額																												
税率	<p>1 資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人以外の法人（外形標準課税非適用法人）</p> <p>平成26年10月1日以後に開始する事業年度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">所得課税法人</td> <td rowspan="3">普通法人</td> <td>年400万円以下の金額</td> <td>100分の3.4 (100分の3.65)</td> </tr> <tr> <td>年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td>100分の5.1 (100分の5.465)</td> </tr> <tr> <td>年800万円を超える金額</td> <td>100分の6.7 (100分の7.18)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別法人</td> <td>年400万円以下の金額</td> <td>100分の3.4 (100分の3.65)</td> </tr> <tr> <td>年400万円を超える金額</td> <td>100分の4.6 (100分の4.93)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人のうち、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上である法人</td> <td>100分の6.7 (100分の7.18)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">普通法人</td> <td>100分の6.7 (100分の7.18)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特別法人</td> <td>100分の4.6 (100分の4.93)</td> </tr> <tr> <td>収入金額課税法人</td> <td>電気供給業、ガス供給業又は保険業を行う法人</td> <td>100分の0.9 (100分の0.965)</td> </tr> </tbody> </table> <p>府税条例第42条の7 府税条例附則第12条の2</p>	区 分		税 率	所得課税法人	普通法人	年400万円以下の金額	100分の3.4 (100分の3.65)	年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の5.1 (100分の5.465)	年800万円を超える金額	100分の6.7 (100分の7.18)	特別法人	年400万円以下の金額	100分の3.4 (100分の3.65)	年400万円を超える金額	100分の4.6 (100分の4.93)	3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人のうち、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上である法人		100分の6.7 (100分の7.18)	普通法人		100分の6.7 (100分の7.18)	特別法人		100分の4.6 (100分の4.93)	収入金額課税法人	電気供給業、ガス供給業又は保険業を行う法人	100分の0.9 (100分の0.965)
区 分		税 率																											
所得課税法人	普通法人	年400万円以下の金額	100分の3.4 (100分の3.65)																										
		年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の5.1 (100分の5.465)																										
		年800万円を超える金額	100分の6.7 (100分の7.18)																										
	特別法人	年400万円以下の金額	100分の3.4 (100分の3.65)																										
		年400万円を超える金額	100分の4.6 (100分の4.93)																										
	3以上の都道府県に事務所等を設けて事業を行う法人のうち、資本金の額又は出資金の額が1,000万円以上である法人		100分の6.7 (100分の7.18)																										
普通法人		100分の6.7 (100分の7.18)																											
特別法人		100分の4.6 (100分の4.93)																											
収入金額課税法人	電気供給業、ガス供給業又は保険業を行う法人	100分の0.9 (100分の0.965)																											

2 資本金の額又は出資金の額が1億円超の普通法人（外形標準課税適用法人）

(1) 平成26年10月1日以後に開始する事業年度

区 分		税 率
所得割	年400万円以下の所得金額	100分の2.2 (100分の2.39)
	年400万円を超え年800万円以下の所得金額	100分の3.2 (100分の3.475)
	年800万円を超える所得金額 ^(※注)	100分の4.3 (100分の4.66)
付加価値割		100分の0.48 (100分の0.504)
資本割		100分の0.2 (100分の0.21)

(2) 平成27年4月1日以後に開始する事業年度

区 分		税 率
所得割	年400万円以下の所得金額	100分の1.6 (100分の1.755)
	年400万円を超え年800万円以下の所得金額	100分の2.3 (100分の2.53)
	年800万円を超える所得金額 ^(※注)	100分の3.1 (100分の3.4)
付加価値割		100分の0.72 (100分の0.756)
資本割		100分の0.3 (100分の0.315)

(3) 平成28年4月1日以後に開始する事業年度

区 分		税 率
所得割	年400万円以下の所得金額	100分の0.3 (100分の0.395)
	年400万円を超え年800万円以下の所得金額	100分の0.5 (100分の0.635)
	年800万円を超える所得金額 ^(※注)	100分の0.7 (100分の0.88)
付加価値割		100分の1.2 (100分の1.26)
資本割		100分の0.5 (100分の0.525)

(※注) 3以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得割は、すべてこの区分の税率を適用

()内の税率は、平成32年12月31日までの特例措置。ただし、資本金の額又は出資金の額が3億円以下で、かつ割毎に次の要件を満たす法人等は除く。

適用対象要件		
所得割	所得	4千万円以下
付加価値割	付加価値額	1億4千万円以下
資本割	資本金等の額(※)	1億6千万円以下
収入割	収入金額	3億2千万円以下

	(※) ・平成27年3月31日以前に開始する事業年度 法人税法に規定する資本金等の額に無償増減資の額を加減算した額 ・平成27年4月1日以後に開始する事業年度 法人税法に規定する資本金等の額に無償増減資の額を加減算した額（当該金額が資本金と資本準備金の合算額に満たない場合は当該合算額）	
納 期	1 確定申告 事業年度終了の日から原則として2月以内 2 中間（予定）申告 事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内	地方税法第72条の25、 第72条の28 地方税法第72条の26
徴 収 方 法	申告納付	地方税法第72条の24の 12

（参考）地方法人特別税

地域間の税源偏在を是正するため、税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税の一部を分離し創設
平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用

税 率	(1)平成26年10月1日以後に開始する事業年度		
	区 分	税 率	
	外形標準課税適用法人の基準法人所得割額	67.4%	
	外形標準課税適用法人以外の法人の基準法人所得割額	43.2%	
	基準法人収入割額	43.2%	
	(2)平成27年4月1日以後に開始する事業年度		
	区 分	税 率	
	外形標準課税適用法人の基準法人所得割額	93.5%	
	外形標準課税適用法人以外の法人の基準法人所得割額	43.2%	
	基準法人収入割額	43.2%	
	(3)平成28年4月1日以後に開始する事業年度		
	区 分	税 率	
	外形標準課税適用法人の基準法人所得割額	414.2%	
	外形標準課税適用法人以外の法人の基準法人所得割額	43.2%	
	基準法人収入割額	43.2%	
基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税（所得割、収入割）の税額			
徴 収 方 法	法人事業税と併せて申告納付		

4. 個人事業税

納税義務者	第一種事業、第二種事業及び第三種事業を行う個人	府税条例第42条
課 税 客 体	1 個人の行う第一種事業 (1)物品販売業（動植物その他普通に物品とされないものの販売業を含む。）(2)保険業 (3)金銭貸付業 (4)物品貸付業（動植物その他普通に物品とされないものの貸付業を含む。）(5)不動産貸付業 (6)製造業（物品の加工修理業を含む。）(7)電気供給業 (8)土石採取業 (9)電気通信事業（放送事業を含む。）(10)運送業 (11)運送取扱業 (12)船舶ていけい場業 (13)倉庫業（物品の寄託を受け、これを保管する業を含む。）(14)駐車場業 (15)請負業 (16)印刷業 (17)出版業 (18)写真業 (19)席貸業 (20)旅館業 (21)料理店業 (22)飲食店業 (23)周旋業 (24)代理業 (25)仲立業 (26)問屋業 (27)両替業 (28)公衆浴場業（3(24)に該当するものを除く。）(29)演劇興行業 (30)遊技場業 (31)遊覧所業 (32)商品取引業 (33)不動産売買業 (34)広告業 (35)興信所業 (36)案内業 (37)冠婚葬祭業 2 個人の行う第二種事業 (1)畜産業（農業に付随して行うものを除く。）(2)水産業（小規模な水産動植物の採捕事業として政令で定めるものを除く。）(3)薪炭製造業 3 個人の行う第三種事業 (1)医業 (2)歯科医業 (3)薬剤師業 (4)あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業（両眼の視力を喪失した者その他これに類する政令で定める視力障害のある者が行うものを除く。）(5)獣医業 (6)装蹄師業 (7)弁護士業 (8)司法書士業 (9)行政書士業 (10)公証人業 (11)弁理士業 (12)税理士業 (13)公認会計士業 (14)計理士業 (15)社会保険労務士業 (16)コンサルタント業 (17)設計監督者業 (18)不動産鑑定業 (19)デザイン業 (20)諸芸師匠業 (21)理容業 (22)美容業 (23)クリーニング業 (24)公衆浴場業（政令で定めるものを除く。）(25)歯科衛生士業 (26)歯科技工士業 (27)測量士業 (28)土地家屋調査士業 (29)海事代理士業 (30)印刷製版業	地方税法第72条の2 地方税法施行令第10条の3 地方税法第72条の2 地方税法施行令第12条 地方税法第72条の2 地方税法施行令第14条
課 税 標 準	所 得	府税条例第42条の14
控 除	1 専従者控除 青色申告……適正な給与支払額 白色申告……限度額 配偶者 86万円 その他 50万円 2 損失の繰越控除（青色申告者のみ） 3 被災事業用資産の損失の繰越控除 4 事業用資産の譲渡損失の控除 5 事業用資産の譲渡損失の繰越控除（青色申告者のみ） 以上のものは申告書を提出した場合のみ控除 6 事業主控除……290万円	地方税法第72条の49の12 地方税法第72条の49の14
税 率	1 第一種事業を行う個人……所得の100分の5 2 第二種事業を行う個人……所得の100分の4 3 第三種事業（4に掲げるものを除く。）を行う個人 ……所得の100分の5 4 第三種事業のうち地方税法第72条の2第10項第5号及び第7号に掲げる事業を行う個人……所得の100分の3	府税条例第42条の16

減 免	1 災害を受けた場合 (1) 減免を受ける者……震災、風水害、火災又はこれらに類する災害により事業用資産に損害を受けた場合（被害割合が10分の1以上であること） (2) 減免額……事業税額に被害割合を乗じて得た額を限度として減免。ただし、被害割合が2分の1以上であり、かつ、前年の事業の所得金額が500万円以下である場合は、事業税額を一律免除	府税条例第42条の20の2 府税条例附則第12条の3
	2 生活困難の場合 (1) 減免を受ける者…生活保護法の規定による保護を受ける者等 (2) 減免額…当該税額を限度として減免	府税条例第42条の20の2
納 期	3 傷病等によって事業を休止した場合 (1) 減免を受ける者…納税者又は納税者の扶養親族で入院者等がある者その他これらに類するものと認められる者 (2) 減免額…所得のうち入院等によって減少すると認められる金額に税率を乗じて得た額を限度として減免	府税条例第42条の20の2
	4 事業の形態が特殊であると認められる場合 (1) 減免を受ける者…問屋又は製造業者の委託により物品の提供を受けて、専ら家内労働でその物品の製造又は加工を行う者（賃織加工を行う者） (2) 減免額…事業専従者1人につき17万円に税率を乗じた額を限度額として減免	府税条例第42条の20の2
徴 収 方 法	1 税額1万円超の場合 第1期 8月1日から8月31日まで 第2期 11月1日から11月30日まで	府税条例第42条の17
	2 税額1万円以下の場合 8月1日から8月31日まで	
	3 年の途中において事業を廃止した場合……納税通知書発付の日から20日以上30日以内の日で当該納税通知書に定める日まで	
徴 収 方 法	普通徴収	地方税法第72条の49の18

5. 地方消費税

納税義務者	1 課税資産の譲渡等（譲渡割）……譲渡を行った事業者 2 課税貨物の保税地域からの引取り（貨物割）……引き取る者	府税条例第42条の21
課 税 客 体	1 譲渡割… 事業として対価を得て行う資産の譲渡、貸付け及び役務の提供 2 貨物割… 保税地域から引き取られる外国貨物	府税条例第42条の21
課 税 標 準	消費税額	府税条例第42条の22
税 率	H26. 4.1～ 63分の17（消費税率6.3%×17/63＝実質1.7%） H31. 10.1～（予定） 78分の22（消費税率7.8%×22/78＝実質2.2%）	府税条例第42条の23
納 期	（消費税の納期と同じ） 1 譲渡割 (1) 確定申告個人事業者…3月31日 法人…事業年度終了の日から2月以内	地方税法第72条の88

徴 収 方 法	(2) 中間申告	地方税法第72条の87														
	<table border="1"> <tr> <th>前期の消費税 確定年税額(注1)</th> <th>個人事業者</th> <th>法 人</th> </tr> <tr> <td>4,800万円超</td> <td colspan="2">課税期間開始の日以後1月ごとに区分した各期間につき、その各期間の末日の翌日から2月以内（注2）</td> </tr> <tr> <td>400万円超 4,800万円以下</td> <td>5月31日 8月31日 11月30日</td> <td>事業年度開始の日以後 3月・6月・9月 を経過した日から2月以内</td> </tr> <tr> <td>48万円超 400万円以下</td> <td>8月31日</td> <td>事業年度開始の日以後 6月を経過した日から 2月以内</td> </tr> <tr> <td>48万円以下</td> <td colspan="2">中間申告不要</td> </tr> </table> <p>(注1) 地方消費税は含まない。 (注2) 個人事業者の場合には、その課税期間開始の2月分（1月及び2月分）は5月末日、法人の場合には、その課税期間開始後の1月分は、その課税期間開始の日から2月を経過した日から2月以内とする措置がある。</p>	前期の消費税 確定年税額(注1)	個人事業者	法 人	4,800万円超	課税期間開始の日以後1月ごとに区分した各期間につき、その各期間の末日の翌日から2月以内（注2）		400万円超 4,800万円以下	5月31日 8月31日 11月30日	事業年度開始の日以後 3月・6月・9月 を経過した日から2月以内	48万円超 400万円以下	8月31日	事業年度開始の日以後 6月を経過した日から 2月以内	48万円以下	中間申告不要	
前期の消費税 確定年税額(注1)	個人事業者	法 人														
4,800万円超	課税期間開始の日以後1月ごとに区分した各期間につき、その各期間の末日の翌日から2月以内（注2）															
400万円超 4,800万円以下	5月31日 8月31日 11月30日	事業年度開始の日以後 3月・6月・9月 を経過した日から2月以内														
48万円超 400万円以下	8月31日	事業年度開始の日以後 6月を経過した日から 2月以内														
48万円以下	中間申告不要															
徴 収 方 法	1 譲渡割……申告納付 2 貨物割……申告納付	地方税法第72条の86 地方税法第72条の100														

6. 不動産取得税

納税義務者	不動産（土地又は家屋）の取得者	府税条例第43条
課 税 客 体	不動産の取得	府税条例第43条
課 税 免 除	1 地域団体が公民館に類似する施設の用に供する不動産その他の公共の用に供する不動産を取得した場合 2 宅地等の造成、賃貸その他の管理及び譲渡等を行うことを目的とする公益社団法人又は公益財団法人該当の特定の法人がその業務の用に供する土地又は国若しくは地方公共団体が公用若しくは公共の用に供する家屋を取得した場合 3 公益社団法人又は公益財団法人が文化財の保全の用に供する不動産を取得した場合	府税条例第43条の2
課 税 標 準	取得した時における不動産の価格	府税条例第43条
免 税 点	不動産取得税の課税標準となるべき額 (1) 土地の取得（当該土地を取得した日から1年以内の当該土地に隣接する土地の取得を含む。）の場合……10万円 (2) 家屋の取得……（当該家屋を取得した日から1年以内の当該家屋と一構なるべき家屋の取得を含む。）の場合 建築したもの…1戸につき23万円 その他……1戸につき12万円	地方税法第73条の15の2
特例控除	一定の住宅を建築した場合（新築） 1戸につき…1,200万円(1,300万円)を価格から控除 ()内は、長期優良住宅の新築の場合。平成21年6月4日から平成30年3月31日までの取得に限る。	府税条例第43条の2の2 府税条例附則第13条第9項

	一定の住宅を取得した場合（中古） 1戸につき……建築年により100万円、150万円、230万円、 350万円、420万円、450万円、1,000万円 又は1,200万円を価格から控除	
税 率	100分の4 ただし、平成20年4月1日から平成30年3月31日までの間に行 われた住宅又は土地に取得については、税率100分の3。（経過措置）	府税条例第43条の3 府税条例附則第14条の2
減 額	次に該当する場合は150万円又は住宅の床面積を基礎として 計算 した額のいずれか高い額に税額を乗じて得た額を減額 1 新築住宅用敷地の取得 (1) 土地を取得した日から3年以内にその土地の上に特例適用住 宅を新築した場合（ただし、次のいずれかの場合に限る。） ア 土地を取得した人が取得した土地を特例適用住宅新築時まで 引き続いて所有している場合 イ 土地を取得した人からその土地を取得した者が、特例適用住宅 を新築した場合 (2) 特例適用住宅を新築した日から1年以内にその敷地を取得し た場合 (3) 取得者自ら居住するために、新築未使用の特例適用住宅とそ の敷地を取得した場合（※1） (4) 新築未使用の特例適用住宅とその敷地を、その住宅の新築日 から1年以内に取得した場合（※2） 2 中古住宅用敷地の取得 (1) 土地を取得した日から1年以内にその土地の上に建っている 耐震基準適合既存住宅を取得者自ら居住するために取得した場 合 (2) 取得者自らが居住するための耐震基準適合既存住宅を取得し た日から1年以内にその敷地を取得した場合 (注1) 平成10年4月1日以降に新築された特例適用住宅とその敷 地を取得した場合に限る。 (注2) 平成10年4月1日以降に新築された特例適用住宅とその敷 地を平成16年3月31日までに取得した場合は2年以内 3 耐震基準不適合既存住宅の取得 個人が耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当 該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修を行い、当該住宅が耐震基準 に適合することの証明を受け、かつ、当該住宅をその者の居住の用 に供したときは、当該耐震基準不適合既存住宅の取得に対して課す る不動産取得税については、当該税額から当該耐震基準不適合既存 住宅が新築された時において控除するものとされていた額に税率 100分の3を乗じて得た額を減額する。 (※3) 耐震基準不適合既存住宅とは既存住宅のうち地震に対する安 全性に係る耐震基準に適合するもの (※4) 耐震基準不適合既存住宅とは既存住宅のうち耐震基準適合既 存住宅以外のもの	府税条例第43条の10 府税条例附則第12条の4 府税条例第43条の11の2
減 免	1 取得した不動産が次に該当する場合に損害額に税率を乗じて得 た額を限度として減免 (1) 被災不動産に代わるものとして取得したもの (2) 取得直後に被災したもの 2 次の各号に掲げる者が、当該法人の設立前1年以内に各号に掲げ る不動産を取得した場合に当該不動産の価格に税率を乗じて得た 額を限度として減免 (1) 宗教法人を設立しようとする者が宗教法人法第3条に規定す る境内建物及び境内地の用に供する不動産 (2) 学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人を設立しよう とする者がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供 する不動産	府税条例第43条の2の3

	(3) 学校法人を設立しようとする者が、その設置する寄宿舎で直 接その用に供する不動産 (4) 公益社団法人、公益財団法人、宗教法人又は社会福祉法人を 設立しようとする者がその設置する幼稚園において直接保育の 用に供する不動産 (5) 公益社団法人又は公益財団法人を設立しようとする者が、そ の設置する看護師、准看護師、歯科衛生士及び歯科技工士の養 成所において直接教育の用に供する不動産 (6) 公益社団法人若しくは公益財団法人（職業能力開発促進法第 24条の規定による認定職業訓練を行うことを目的とするものに 限る。）、職業訓練法人又は職業訓練法人連合会を設立しよう とする者が、その設置する職業訓練施設において直接職業訓練 の用に供する不動産 (7) 社会福祉法による社会福祉事業又は更生保護事業法による更 生保護事業を経営することを目的として法人を設立しようとし る者が直接その事業の用に供する不動産 (8) 学術の研究を目的とする公益社団法人又は公益財団法人を設 立しようとする者が直接その研究の用に供する不動産 3 農業委員会のおっせんによる農地の交換により土地を取得した 場合には当該土地の価格に税率を乗じて得た額を限度として減免 4 国又は地方公共団体から補助金の交付を受けて特定の不動産を 取得した場合には価格に当該不動産の取得価格に対する当該補助 金の額の割合を乗じて得た額に税率を乗じて得た額を限度として 減免 5 新築した住宅を譲り受けるための土地の取得等府税条例第43条 の10の規定に照らし減免することが適当と認められる一定の場合 には同条の規定による減免の計算に乗じて計算した金額を限度と して減免 6 京都府環境を守り育てる条例に規定する特定工場又は特定施設 の設置者が公共の危害防止のためにするばい煙、粉じん、汚水等の 処理に係る施設の用に供する不動産を取得した場合には当該不動 産の価格に税率を乗じた額を限度として減免	
納 期	納税通知書発付の日から20日以上30日以内の日で当該納税通知書 に定める日まで	府税条例第43条の4
徴収方法	普通徴収	地方税法第73条の17

7. 府たばこ税

納税義務者	日本たばこ産業株式会社、特定販売業者及び卸売販売業者	府税条例第44条、第44条の2
課税客体	売渡し又は消費に係る製造たばこ	府税条例第44条、第44条の2
課税標準	製造たばこの本数	府税条例第44条の3
税 率	1,000本につき860円 ただし、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、ウルマの6銘柄については、1,000本につき ・平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 481円 ・平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 551円 ・平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 656円	府税条例第44条の4 〔平成27年京都府条例第40号附則第7項〕
納 期	当月分を翌月末日まで	府税条例第44条の7
徴収方法	申告納付	府税条例第44条の6

8. ゴルフ場利用税

納税義務者	ゴルフ場の利用者	府税条例第45条
課税客体	ゴルフ場の利用行為	府税条例第45条
税 率	1人1日について 1級 1,200円 2級 1,150円 3級 1,050円 4級 1,000円 5級 950円 6級 750円 7級 600円	府税条例第45条の2
納 期	当月分を翌月15日まで	府税条例第45条の6
徴収方法	特別徴収	府税条例第45条の3

次に該当するゴルフ場の利用で、その利用料金が通常の利用料金の5分の1（(イ)については2分の1）以上軽減されている場合は、上記税率の2分の1
 (ア) 年齢65歳以上70歳未満の者のゴルフ場の利用
 (イ) 利用時間、利用場所等の制限があるゴルフ場の利用で規則で定めるもの
 (ウ) 国民体育大会等に参加するプロゴルファー以外の選手の当該競技会に係るゴルフ場の利用で規定で定めるもの

9. 自動車取得税

納税義務者	自動車の取得者（割賦販売など所有権留保付売買の場合は買主）	府税条例第46条（府税条例第47条）
課税客体	自動車の取得	府税条例第46条 府税条例第47条
課税標準	自動車の取得価格	府税条例第48条
免 税 点	15万円（50万円） （ ）内は、平成30年3月31日までの暫定措置	地方税法第120条 地方税法附則第12条の2の4
税 率	100分の3（100分の2） （ ）内は、営業用自動車及び軽自動車の取得に係る当分の間の特例措置	府税条例第49条 府税条例附則第15条の4の2
特例措置	1 エコカー減税 （特例適用取得時期 H29.4.1～H30.3.31）	地方税法附則第12条の2の2 同第12条の2の3 同第12条の2の5 府税条例附則第15条の4の2

区分	燃料区分	車両総重量	排気ガス基準 (平成〇〇年排出ガス基準 〇〇%以上低減達成)		燃費基準 (〇〇%以上向上達成)	新車	中古車 (取得価格控除)
			平成30年	平成21年			
電気自動車	電気・燃料電池					非課税	45万円控除
天然ガス自動車	CNG	3.5t以下	平成30年 適合	平成21年 10%以上		非課税	45万円控除
プラグイン ハイブリッド自動車	ガソリン・電気 LPG・電気 軽油・電気					非課税	45万円控除
乗用車	ガソリン・ LPG	2.5t以下	★★★★ 低排出ガス車 平成30年排出ガス基準 50%低減達成車 又は 平成17年排出ガス基準 75%低減達成車	平成32年度燃費基準 30%以上	非課税	45万円控除※1	
				平成32年度燃費基準 20%以上	税率60%軽減 自家用1.2% 軽・営業用0.8%	25万円控除※2	
				平成32年度燃費基準 10%以上	税率40%軽減 自家用1.8% 軽・営業用1.2%	15万円控除※3	
				平成32年度燃費基準 基準達成 (LPGの場合のみ)	税率20%軽減 自家用2.4% 軽・営業用1.6%	5万円控除	
				平成27年度燃費基準 10%以上 (ガソリンの場合のみ)	税率20%軽減 自家用2.4% 軽・営業用1.6%	5万円控除※4	
				平成30年 適合		非課税	45万円控除
				平成21年 適合			
				平成27年度燃費基準 25%以上	非課税	45万円控除※5	
				平成27年度燃費基準 20%以上	税率80%軽減 自家用0.6% 軽・営業用0.4%	35万円控除※6	
				平成27年度燃費基準 15%以上	税率60%軽減 自家用1.2% 軽・営業用0.8%	25万円控除※7	
平成27年度燃費基準 10%以上	税率40%軽減 自家用1.8% 軽・営業用1.2%	15万円控除※4					
平成27年度燃費基準 5%以上	税率20%軽減 自家用2.4% 軽・営業用1.6%	5万円控除※8					
バス・トラック	ガソリン	2.5t超 3.5t以下	★★★★ 低排出ガス車 平成30年排出ガス基準 50%低減達成車 又は 平成17年排出ガス基準 75%低減達成車	平成27年度燃費基準 15%以上	非課税	45万円控除	
				平成27年度燃費基準 10%以上	税率75%軽減 自家用0.75% 軽・営業用0.5%	35万円控除	
				平成27年度燃費基準 5%以上	税率50%軽減 自家用1.5% 軽・営業用1.0%	25万円控除	
				平成27年度燃費基準 基準達成	税率25%軽減 自家用2.25% 軽・営業用1.5%	15万円控除	
				平成27年度燃費基準 15%以上	税率75%軽減 自家用0.75% 軽・営業用0.5%	35万円控除	
				平成27年度燃費基準 10%以上	税率50%軽減 自家用1.5% 軽・営業用1.0%	25万円控除	
				平成27年度燃費基準 5%以上	税率25%軽減 自家用2.25% 軽・営業用1.5%	15万円控除	
				平成27年度燃費基準 15%以上	非課税	軽減措置なし	
				平成27年度燃費基準 10%以上	税率75%軽減 自家用0.75% 軽・営業用0.5%	軽減措置なし	
				平成27年度燃費基準 5%以上	税率50%軽減 自家用1.5% 軽・営業用1.0%	軽減措置なし	
軽油	2.5t超 3.5t以下	平成30年排出ガス基準 適合 又は 平成21年排出ガス基準 10%低減達成車	平成27年度燃費基準 15%以上	税率75%軽減 自家用0.75% 軽・営業用0.5%	軽減措置なし		
			平成27年度燃費基準 10%以上	税率50%軽減 自家用1.5% 軽・営業用1.0%	軽減措置なし		
			平成27年度燃費基準 基準達成	税率25%軽減 自家用2.25% 軽・営業用1.5%	軽減措置なし		
			平成21年排出ガス基準 適合	税率25%軽減 自家用2.25% 軽・営業用1.5%	軽減措置なし		

区分	燃料区分	車両総重量	排気ガス基準 (平成〇〇年排出ガス基準 〇〇%以上低減達成)		燃費基準 (〇〇%以上向上達成)	新車	中古車 (取得価格控除)
			平成21年	10%以上			
バス・トラック	軽油	3.5t 超	平成21年	10%以上	平成27年度燃費基準 15%以上	非課税	45万円控除 (ハイブリッド車に限る)
					平成27年度燃費基準 10%以上	税率75%軽減 自家用0.75% 軽・営業用0.5%	35万円控除 (ハイブリッド車に限る)
					平成27年度燃費基準 5%以上	税率50%軽減 自家用1.5% 軽・営業用1.0%	25万円控除 (ハイブリッド車に限る)
					平成27年度燃費基準 基準達成	税率25%軽減 自家用2.25% 軽・営業用1.5%	15万円控除 (ハイブリッド車に限る)
		平成28年	適合	平成27年度燃費基準 15%以上	非課税	45万円控除 (ハイブリッド車に限る)	
				平成27年度燃費基準 10%以上	税率75%軽減 自家用0.75% 軽・営業用0.5%	35万円控除 (ハイブリッド車に限る)	
				平成27年度燃費基準 5%以上	税率50%軽減 自家用1.5% 軽・営業用1.0%	25万円控除 (ハイブリッド車に限る)	
				平成27年度燃費基準 基準達成	税率25%軽減 自家用2.25% 軽・営業用1.5%	15万円控除 (ハイブリッド車に限る)	

- ※1 JC08モード燃費値を算定していない自動車については、平成22年度燃費基準値より95%以上燃費性能の良いものを含む。
- ※2 JC08モード燃費値を算定していない自動車については、平成22年度燃費基準値より80%以上燃費性能の良いものを含む。
- ※3 JC08モード燃費値を算定していない自動車については、平成22年度燃費基準値より65%以上燃費性能の良いものを含む。
- ※4 JC08モード燃費値を算定していない自動車については、平成22年度燃費基準値より38%以上燃費性能の良いものを含む。
- ※5 JC08モード燃費値を算定していない自動車については、平成22年度燃費基準値より57%以上燃費性能の良いものを含む。
- ※6 JC08モード燃費値を算定していない自動車については、平成22年度燃費基準値より50%以上燃費性能の良いものを含む。
- ※7 JC08モード燃費値を算定していない自動車については、平成22年度燃費基準値より44%以上燃費性能の良いものを含む。
- ※8 JC08モード燃費値を算定していない自動車については、平成22年度燃費基準値より32%以上燃費性能の良いものを含む。

2 バリアフリー対応バス・タクシーの取得に係る軽減措置
(特例適用取得時期 H29.4.1~H30.3.31)

対象自動車	控除額
ノンステップバス (一般乗合旅客自動車運送事業者が路線 定期運行のために導入するものに限る。)	新車取得価格から1,000万円
リフト付きバス(乗車定員30人以上) (一般乗合旅客自動車運送事業者が路線 定期運行のために導入するものに限る。)	新車取得価格から650万円
リフト付きバス(乗車定員29人以下) (一般乗合旅客自動車運送事業者が路線 定期運行のために導入するものに限る。)	新車取得価格から200万円
ユニバーサルデザインタクシー (一般乗用旅客自動車運送事業者が導入 するものに限る。)	新車取得価格から100万円

3 先進安全自動車(ASV)の取得に係る軽減措置について
(特例適用取得時期 H29.4.1~H30.3.31)

対象自動車	車両総重量	控除額
車両安定性制 御装置及び衝 突被害軽減制 動制御装置を 装備	バス等(専ら人の運送の用に供す る自動車で乗車定員10人以上の もの(立席を有するものを除く))	5t超12t以下 525万円
	トラック(トラクタ及びトレーラ を除く)	3.5t超8t以下 525万円
		8t超20t以下 20t超22t以下 350万円
車両安定性制 御装置又は衝 突被害軽減制 動制御装置の いずれか一方 を装備	バス等(専ら人の運送の用に供す る自動車で乗車定員10人以上の もの(立席を有するものを除く))	5t超12t以下 350万円
	トラック(トラクタ及びトレーラ を除く)	3.5t超8t以下 8t超20t以下 350万円
衝突被害軽減 制動制御装置 を装備	バス等(専ら人の運送の用に供す る自動車で乗車定員10人以上の もの(立席を有するものを除く))	5t以下 350万円
車線逸脱警報 装置を装備	バス等(専ら人の運送の用に供す る自動車で乗車定員10人以上の もの(立席を有するものを除く))	12t超 175万円

※対象になるのは新車のみであり、「エコカー減税」又は「バリアフリー特例」とはいずれかの選択適用となる。

減 免	<p>1 災害のあった日から6ヶ月以内に取得された自動車であって、被災自動車に代わるものとして取得した自動車として認められるもの</p> <p>2 公的医療機関の救急自動車、血液事業の用に供する自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車</p> <p>3 下肢等障害者が取得した自動車(音声機能障害を有する者を除く。)で専ら当該下肢等障害者が運転するもの又は専ら当該下肢等障害者のために生計を一にする者が運転するもの(1台に限る。)</p> <p>4 下肢等障害者のうち、喉頭摘出による音声障害(3級)を有する者が取得した自動車で、専ら当該下肢等障害者が運転するもの(1台に限る。)</p> <p>5 下肢等障害者のみで構成される世帯の下肢等障害者(音声機能障害を有する者を除く。)が取得した自動車で当該下肢等障害者を常時介護する者が専ら当該下肢等障害者のために運転するもの(3を含め1台に限る。)</p> <p>6 特種用途自動車のうち、構造上下肢等障害者の利用に専ら供するための自動車と知事が認めるもの</p> <p>7 構造上下肢等障害者の利用に供するための自動車以下肢等障害者以外の者の利用に併せて供するものと知事が認めるもの</p> <p>8 構造上下肢等障害者が専ら運転するための自動車と知事が認めるもので営業用のもの</p> <p>上記1の自動車の取得については、被災自動車の被災日前日時点での価額として知事が算定した額に税率を乗じて得た金額を減免し、2又は6の自動車の取得については、取得価額に税率を乗じて得た額を限度として減免し、3から5までの自動車の取得については、取得価格と300万円とのいずれか少ない価格に税率を乗じて得た額を限度として減免し、7又は8の自動車の取得については当該自動車の取得価額のうち下肢等障害者の利用に供するための製造若しくは構造変更又は専ら下肢等障害者が運転するための製造若しくは構造変更に要した金額として知事が定める額に税率を乗じて得た額に相当する額を減免する。</p>	府税条例第56条 府税条例附則第15条 の4の3
納 期	<p>1 新規登録、検査又は届出がされる自動車に係る自動車の取得… …当該登録、検査又は届出の時</p> <p>2 移転登録を受けるべき自動車の取得……当該登録を受けるべき事由があった日から15日を経過する日(その日前に当該登録を受けたときは、当該登録の時)</p> <p>3 1又は2以外の自動車の取得で、自動車検査証の記入を受けるべき自動車の取得又は軽自動車届出済証の記入を受けるべき自動車の取得……当該記入を受けるべき事由があった日から15日を経過する日(その日前に当該記入を受けたときは、当該記入の時)</p> <p>4 1から3まで以外の自動車の取得……当該自動車の取得の日から15日を経過する日</p>	府税条例第51条
徴収方法	申告納付(原則として証紙徴収)	府税条例第50条、 第51条

10. 軽油引取税

納税義務者	軽油の引取りで現実の納入を伴うものを行う者（混和課税の場合の販売業者等例外がある。）	府税条例第 57 条、第 58 条
課税客体	軽油の引取行為（混和課税の場合の販売行為等例外がある。）	府税条例第 57 条、第 58 条
課税免除	1 地方税法第 144 条の 14 第 4 項の規定によって知事の承認を受けた場合 (1) 軽油の引取りで本邦からの輸出として行われたもの (2) 既に軽油引取税を課された軽油に係る引取り 2 免税軽油の引取り（船舶の動力源用の軽油等） 地方税法第 144 条の 21 第 1 項の規定によって免税証の交付を受けた場合及び地方税法第 144 条の 31 第 4 項又は第 5 項の規定によって知事の承認を受けた場合 （平成 30 年 3 月 31 日までに、免税用途に消費する場合に限る。）	府税条例第 60 条 府税条例第 61 条
課税標準	引取りに係る軽油の数量（混和課税の場合は販売量等）	府税条例第 57 条、第 58 条
税 率	1 キロリットルにつき 15,000 円（32,100 円） （ ）内は、当分の間の特例措置	府税条例第 61 条の 2、府税条例附則第 15 条の 4 の 6
納 期	当月分を翌月末まで	府税条例第 61 条の 5 第 61 条の 8
徴収方法	1 特別徴収 2 申告納付……みなし課税の場合 3 普通徴収……免税証の不正受給によって免税軽油を引取った場合	府税条例第 61 条の 3

11. 自動車税

納税義務者	自動車の所有者（割賦販売など所有者留保付売買の場合は買主）	府税条例第 62 条																																			
課税客体	自動車	府税条例第 62 条																																			
課税免除	1 商品であって使用しない自動車 2 消防自動車及び救急専用自動車 3 学校法人又は私立学校法第 64 条第 4 項の法人がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する自動車、公益社団法人、公益財団法人、宗教法人又は社会福祉法人がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する自動車及び公益社団法人又は公益財団法人がその設置する看護師等の養成所において直接教育の用に供する自動車 4 社会福祉事業、更生保護事業、生活保護法による保護施設、児童福祉法による児童福祉施設、老人福祉法による老人福祉施設及び身体障害者福祉法による身体障害者更生援護施設の用に供する自動車 5 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会、健康保険組合及び健康保険組合連合会、私立学校教職員共済組合並びに国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、農業協同組合法及び消費生活協同組合法による組合及び連合会等が所有し、かつ、経営する病院、診療所及び健康相談所において巡回診療又は患者の輸送の用に供する自動車 6 道路交通法第 99 条第 1 項に規定する指定自動車教習所が、下肢等障害者のための教習の用に供する特別の装置を備えた自動車	府税条例第 63 条																																			
税 率	自動車 1 台につき 年額（賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した月の翌月から、また賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した月まで、月割をもって課する。） 1 乗用車 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">税 額</th> </tr> <tr> <th>営業用</th> <th>自家用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総排気量 1ℓ以下又は電気を動力源とするもの</td> <td>7,500円</td> <td>29,500円</td> </tr> <tr> <td>〃 1ℓ超 1.5ℓ以下</td> <td>8,500円</td> <td>34,500円</td> </tr> <tr> <td>〃 1.5ℓ超 2ℓ以下</td> <td>9,500円</td> <td>39,500円</td> </tr> <tr> <td>〃 2ℓ超 2.5ℓ以下</td> <td>13,800円</td> <td>45,000円</td> </tr> <tr> <td>〃 2.5ℓ超 3ℓ以下</td> <td>15,700円</td> <td>51,000円</td> </tr> <tr> <td>〃 3ℓ超 3.5ℓ以下</td> <td>17,900円</td> <td>58,000円</td> </tr> <tr> <td>〃 3.5ℓ超 4ℓ以下</td> <td>20,500円</td> <td>66,500円</td> </tr> <tr> <td>〃 4ℓ超 4.5ℓ以下</td> <td>23,600円</td> <td>76,500円</td> </tr> <tr> <td>〃 4.5ℓ超 6ℓ以下</td> <td>27,200円</td> <td>88,000円</td> </tr> <tr> <td>〃 6ℓ超</td> <td>40,700円</td> <td>111,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ローターエンジンをとう載したものは、単室容積×ローター一数×1.5 により算出した数値を総排気量として、上表の区分で対応する税額とする。</p>	区 分	税 額		営業用	自家用	総排気量 1ℓ以下又は電気を動力源とするもの	7,500円	29,500円	〃 1ℓ超 1.5ℓ以下	8,500円	34,500円	〃 1.5ℓ超 2ℓ以下	9,500円	39,500円	〃 2ℓ超 2.5ℓ以下	13,800円	45,000円	〃 2.5ℓ超 3ℓ以下	15,700円	51,000円	〃 3ℓ超 3.5ℓ以下	17,900円	58,000円	〃 3.5ℓ超 4ℓ以下	20,500円	66,500円	〃 4ℓ超 4.5ℓ以下	23,600円	76,500円	〃 4.5ℓ超 6ℓ以下	27,200円	88,000円	〃 6ℓ超	40,700円	111,000円	府税条例第 64 条 (地方税法第 150 条)
区 分	税 額																																				
	営業用	自家用																																			
総排気量 1ℓ以下又は電気を動力源とするもの	7,500円	29,500円																																			
〃 1ℓ超 1.5ℓ以下	8,500円	34,500円																																			
〃 1.5ℓ超 2ℓ以下	9,500円	39,500円																																			
〃 2ℓ超 2.5ℓ以下	13,800円	45,000円																																			
〃 2.5ℓ超 3ℓ以下	15,700円	51,000円																																			
〃 3ℓ超 3.5ℓ以下	17,900円	58,000円																																			
〃 3.5ℓ超 4ℓ以下	20,500円	66,500円																																			
〃 4ℓ超 4.5ℓ以下	23,600円	76,500円																																			
〃 4.5ℓ超 6ℓ以下	27,200円	88,000円																																			
〃 6ℓ超	40,700円	111,000円																																			

2 トラック(最大乗車定員が3人以下のもの)

区 分	税 額	
	営業用	自家用
最大積載量 1トン以下	6,500円	8,000円
〃 1トン超 2トン以下	9,000円	11,500円
〃 2トン超 3トン以下	12,000円	16,000円
〃 3トン超 4トン以下	15,000円	20,500円
〃 4トン超 5トン以下	18,500円	25,500円
〃 5トン超 6トン以下	22,000円	30,000円
〃 6トン超 7トン以下	25,500円	35,000円
〃 7トン超 8トン以下	29,500円	40,500円
〃 8トン超	29,500円に 8トンを超 える1トン までごとに 4,700円を 加算した額	40,500円に 8トンを超 える1トン までごとに 6,300円を 加算した額

貨客兼用車(最大乗車定員が4人以上で最大積載量が1トン以下のもの)

区 分	税 額	
	営業用	自家用
総排気量 1ℓ以下 又は電気を動力源とするもの	10,200円	13,200円
総排気量 1ℓ超 1.5ℓ以下	11,200円	14,300円
総排気量1.5ℓ超	12,800円	16,000円

貨客兼用車(最大乗車定員が4人以上のもの)で最大積載量が1トンを超えるものについては、トラックの税率に排気量に応じて下記の加算額を加算します。

区 分	加 算 額	
	営業用	自家用
総排気量 1ℓ以下 又は電気を動力源とするもの	3,700円	5,200円
総排気量 1ℓ超 1.5ℓ以下	4,700円	6,300円
総排気量1.5ℓ超	6,300円	8,000円

けん引車及び被けん引車

区 分	税 額		
	営業用	自家用	
小型自動車に属するけん引車	7,500円	10,200円	
普通自動車に属するけん引車	15,100円	20,600円	
小型自動車に属する被けん引車	3,900円	5,300円	
普通自動車に属する被けん引車	最大積載量 8トン以下	7,500円	10,200円
	最大積載量 8トン超	7,500円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに3,800円を加算した額	10,200円に最大積載量が8トンを超える部分1トンまでごとに5,100円を加算した額

3 バス

区 分	税 額		
	営業用	自家用	
一 般 乗 合 用	乗車定員 30人以下	12,000円	
	〃 30人超 40人以下	14,500円	
	〃 40人超 50人以下	17,500円	
	〃 50人超 60人以下	20,000円	
	〃 60人超 70人以下	22,500円	
	〃 70人超 80人以下	25,500円	
	〃 80人超	29,000円	
	そ の 他	乗車定員 30人以下	26,500円
〃 30人超 40人以下		32,000円	41,000円
〃 40人超 50人以下		38,000円	49,000円
〃 50人超 60人以下		44,000円	57,000円
〃 60人超 70人以下		50,500円	65,500円
〃 70人超 80人以下		57,000円	74,000円
〃 80人超	64,000円	83,000円	

4 特種用途自動車

区 分	税 額		
	営業用	自家用	
霊きゆう車	10,000円	13,900円	
キ ャ ン ピ ン グ 車	総排気量1ℓ以下又は電気を動力源とするもの		23,600円
	〃 1ℓを超え1.5ℓ以下とするもの		27,600円
	〃 1.5ℓを超え2ℓ以下とするもの		31,600円
	〃 2ℓを超え2.5ℓ以下とするもの		36,000円
	〃 2.5ℓを超え3ℓ以下とするもの		40,800円
	〃 3ℓを超え3.5ℓ以下とするもの		46,400円
	〃 3.5ℓを超え4ℓ以下とするもの		53,200円
	〃 4ℓを超え4.5ℓ以下とするもの		61,200円
〃 4.5ℓを超え6ℓ以下とするもの		70,400円	
〃 6ℓを超えるもの		88,800円	
3輪の小型自動車	7,000円	9,400円	
4輪以上の小型自動車	9,000円	12,000円	
被けん引車	最大積載量4トン以下のもの	3,900円	5,300円
	〃 4トンを超えるもの	7,500円	10,200円
その他	22,000円	30,400円	

5 3輪の小型自動車(特種用途自動車を除く。)

区 分	税 額		
	営業用	自家用	
けん引車	3,900円	5,300円	
被けん引車	最大積載量4トン以下	3,900円	5,300円
	〃 4トン超	7,500円	10,200円
乗用車	4,500円	6,000円	
そ の 他	最大積載量1トン以下	4,500円	6,000円
	〃 1トン超	7,000円	9,400円

<p>グリーン化税制</p>	<p>排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に対しては、その排出ガス性能に応じて税率を軽減する一方、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置。</p> <p>① 軽 課 平成 28 年度に新車新規登録された下表の自動車について、登録の翌年度 1 年間に限り税率を軽減</p> <table border="1" data-bbox="311 451 1098 724"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象自動車</th> <th>軽減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>電気自動車・燃料電池自動車・プラグインハイブリッド自動車・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車・平成 21 年排出ガス規制に適合したディーゼル自動車(乗用車に限る。) 電気自動車、燃料電池自動車及びプラグインハイブリッド自動車は、登録の翌々年度についても京都府条例による軽減措置があります。</td> <td>おおむね 75%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>★★★★かつH32 年度燃費基準 10%向上達成 (平成 32 年度燃費基準を満たすものに限る。)</td> <td rowspan="2">おおむね 50%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>★★★★かつH27 年度燃費基準 20%向上達成</td> </tr> </tbody> </table> <p>「★★★★」は、平成 17 年排出ガス基準 75%低減達成車である。</p> <p>② 重 課 新車新規登録から一定年数を経過した自動車については、次のとおり重課</p> <table border="1" data-bbox="311 882 1098 1186"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対 象 自 動 車</th> <th colspan="2">重課率</th> </tr> <tr> <th>バス・トラック (※)</th> <th>左記以外の自動車 (※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新車新規登録から 11 年を経過したディーゼル車</td> <td rowspan="2">おおむね 10%増</td> <td rowspan="2">おおむね 15%増</td> </tr> <tr> <td>新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※特種用途自動車の場合は、最大積載量の定めのあるものはおおむね 10%増、最大積載量の定めのないものはおおむね 15%増。 ※増額対象自動車には、電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車のうちガソリンを燃料とするもの、メタノール自動車、一般乗用バス及び被けん引車は含まれない。</p>	対象自動車		軽減率	1	電気自動車・燃料電池自動車・プラグインハイブリッド自動車・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車・平成 21 年排出ガス規制に適合したディーゼル自動車(乗用車に限る。) 電気自動車、燃料電池自動車及びプラグインハイブリッド自動車は、登録の翌々年度についても京都府条例による軽減措置があります。	おおむね 75%	2	★★★★かつH32 年度燃費基準 10%向上達成 (平成 32 年度燃費基準を満たすものに限る。)	おおむね 50%	3	★★★★かつH27 年度燃費基準 20%向上達成	対 象 自 動 車	重課率		バス・トラック (※)	左記以外の自動車 (※)	新車新規登録から 11 年を経過したディーゼル車	おおむね 10%増	おおむね 15%増	新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG車	<p>府税条例附則第 15 条の 5</p>
対象自動車		軽減率																				
1	電気自動車・燃料電池自動車・プラグインハイブリッド自動車・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車・平成 21 年排出ガス規制に適合したディーゼル自動車(乗用車に限る。) 電気自動車、燃料電池自動車及びプラグインハイブリッド自動車は、登録の翌々年度についても京都府条例による軽減措置があります。	おおむね 75%																				
2	★★★★かつH32 年度燃費基準 10%向上達成 (平成 32 年度燃費基準を満たすものに限る。)	おおむね 50%																				
3	★★★★かつH27 年度燃費基準 20%向上達成																					
対 象 自 動 車	重課率																					
	バス・トラック (※)	左記以外の自動車 (※)																				
新車新規登録から 11 年を経過したディーゼル車	おおむね 10%増	おおむね 15%増																				
新車新規登録から 13 年を経過したガソリン車・LPG車																						
<p>減 免</p>	<p>1 震災、風水害、落雷、火災又はこれらに類する災害によって被害を受けた自動車で修理しなければ使用できないと認められるもの ……………修理を必要とする期間(月数)に税率の 12 分の 1 の額を乗じて得た額を限度として減免</p> <p>2 (1) 下肢等障害者が所有する自動車専ら当該下肢等障害者(音声機能障害を有する者を除く。)が運転するもの又は下肢等障害者と生計を一にする者が専ら当該下肢等障害者のために運転するもの(1 台に限る。) ……………当該税額と 45,000 円(軽課 75%の場合は 11,500 円、軽課 50%の場合は 22,500 円、軽課 25%の場合は 34,000 円、重課 10%の場合は 49,500 円、重課 15%の場合は 51,700 円)とのいずれか少ない額を限度として減免</p> <p>(2) 下肢等障害者のうち、喉頭摘出による音声機能障害(3 級)を有する者が所有する自動車で、専ら当該下肢等障害者が運転するもの(1 台に限る。)</p>	<p>府税条例第 63 条の 3 府税条例附則第 16 条</p>																				

	<p>……………当該税額と 45,000 円(軽課 75%の場合は 11,500 円、軽課 50%の場合は 22,500 円、軽課 25%の場合は 34,000 円、重課 10%の場合は 49,500 円、重課 15%の場合は 51,700 円)とのいずれか少ない額を限度として減免</p> <p>(3) 下肢等障害者のみで構成される世帯の下肢等障害者(音声機能障害を有する者を除く。)が所有する自動車専ら当該下肢等障害者のために運転するもの(1 台に限る。) ……………当該税額と 45,000 円(軽課 75%の場合は 11,500 円、軽課 50%の場合は 22,500 円、軽課 25%の場合は 34,000 円、重課 10%の場合は 49,500 円、重課 15%の場合は 51,700 円)とのいずれか少ない額を限度として減免</p> <p>(4) 特種用途自動車のうち、構造上下肢等障害者の利用に専ら供するための自動車と知事が認めるもの ……………当該税額を限度として減免</p> <p>3 地方バス路線維持のために知事が交付する補助金を受けて一般乗合旅客自動車運送事業を営む者が所有している一般乗合用バスで知事が指定したもの ……………当該税額を限度として減免</p> <p>4 道路交通法第 99 条第 1 項に規定する指定自動車教習所を設置し、又は管理する者が所有し、かつ、専ら同項第 4 号に規定する技能教習又は技能検定の用に供する自動車専ら知事が指定したもの ……………当該税額を限度として減免</p> <p>5 中古自動車販売業者が所有する商品自動車の場合 ……………年税額に 12 分の 3 を乗じて得た額を限度として減免</p>	<p>府税条例第 63 条の 4</p>
<p>賦課期日</p>	<p>4 月 1 日</p>	<p>府税条例第 65 条</p>
<p>納 期</p>	<p>1 定期課税分…… 5 月 1 日から 5 月 31 日まで 2 随時課税分 (1) 普通徴収分……納税通知書発付の日から 20 日以上 30 日以内の日で当該納税通知書に定める日まで (2) 証紙徴収分……道路運送車両法第 7 条の規定による登録をした際</p>	<p>府税条例第 66 条 府税条例第 66 条の 2</p>
<p>徴収方法</p>	<p>1 普通徴収 2 証紙徴収 (賦課期日後翌年 2 月末までの間に道路運送車両法第 7 条の規定による登録のあった自動車に係る自動車税)</p>	<p>府税条例第 66 条の 2</p>

12. 鉱区税

納税義務者	鉱業者	府税条例第 76 条
課税客体	鉱 区	府税条例第 76 条
課税標準	鉱区の面積	府税条例第 76 条
税 率	年額（賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した翌月から 月割をもって課する。） 1 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 （1）試掘鉱区……面積 100 アールごとに年額 200 円 （2）採掘鉱区……面積 100 アールごとに年額 400 円 2 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 ……面積 100 アールごとに年額 200 円	府税条例第 77 条 （地方税法第 183 条）
賦課期日	4 月 1 日	府税条例第 78 条
納 期	1 5 月 1 日から 5 月 31 日まで 2 賦課期日後に納税義務が発生した場合は、納税通知書発付の日から 20 日以上 30 日以内の日で当該納税通知書に定める日まで	府税条例第 79 条
徴収方法	普通徴収	地方税法第 184 条

13. 府が課する固定資産税

納税義務者	大規模の償却資産の所有者	府税条例第 94 条
課税客体	大規模の償却資産（新設の大規模償却資産を含む。）	府税条例第 94 条
課税標準	大規模の償却資産の価額のうち市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額	府税条例第 94 条
税 率	100 分の 1.4	府税条例第 95 条
賦課期日	1 月 1 日	府税条例第 96 条
納 期	第 1 期 4 月 1 日から 4 月 30 日まで 第 2 期 7 月 1 日から 7 月 31 日まで 第 3 期 12 月 1 日から 12 月 25 日まで 第 4 期 翌年 2 月 1 日から 2 月末日まで	府税条例第 97 条
徴収方法	普通徴収	府税条例第 98 条

目的税

1. 狩猟税

納税義務者	狩猟者の登録を受ける者	府税条例第 118 条
課税客体	狩猟者の登録	府税条例第 118 条
税 率	1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、2 に掲げる者以外のもの ……………16,500 円 2 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の府民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者 ……………11,000 円 3 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、4 に掲げる者以外のもの ……………8,200 円 4 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者で、当該年度の府民税の所得割額を納付することを要しないもののうち、控除対象配偶者又は扶養親族に該当する者（農業、水産業又は林業に従事している者を除く。）以外の者……………5,500 円 5 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者……………5,500 円 ※ 平成 31 年 3 月 31 日までの間に限り次の措置を講じる。 ① 対象鳥獣捕獲員である者には、狩猟税を課さない。 ② 狩猟者登録を申請する日前 1 年以内に認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者として、京都府内で実施した鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 14 条の 2 の指定管理鳥獣捕獲等事業又は同法 9 条の許可（鳥獣の管理の目的に限る。）による捕獲等事業に従事した者には、狩猟税を課さない（申請時に認定鳥獣捕獲等事業者の捕獲従事者であることが必要。） ③ 狩猟者登録を申請する日前 1 年以内に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の許可を受けた者又は同法第 9 条第 8 項の従事者として従事者証の交付を受けた者が当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った場合は、上記税率の 2 分の 1 となる。	府税条例第 118 条の 2 府税条例附則第 18 条、第 18 条の 2
賦課期日	狩猟者の登録を受ける日	府税条例第 118 条の 3
納 期	普通徴収の方法による場合は、納税通知書発付の日から 20 日以上 30 日以内の日で当該納税通知書に定める日まで	府税条例第 118 条の 5
徴収方法	1 証紙徴収 2 普通徴収 （原則として証紙徴収の方法による。知事において必要があると認める場合においては普通徴収の方法による。）	府税条例第 118 条の 4

2. 産業廃棄物税

納税義務者	産業廃棄物を府内の最終処分場へ搬入する者 （産業廃棄物の排出事業者又は中間処理業者）	産業廃棄物税条例第 4 条										
課税客体	産業廃棄物の最終処分場への搬入行為	産業廃棄物税条例第 4 条										
課税標準	最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量	産業廃棄物税条例第 5 条										
税 率	1 トンにつき 1,000 円	産業廃棄物税条例第 6 条										
納 期	下表の期限において徴収又は納付すべきものについて、それぞれの期限まで	産業廃棄物税条例第 11 条、第 14 条										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>期 間</th> <th>期 限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 月 1 日から 3 月末日まで</td> <td>4 月末日</td> </tr> <tr> <td>4 月 1 日から 6 月末日まで</td> <td>7 月末日</td> </tr> <tr> <td>7 月 1 日から 9 月末日まで</td> <td>10 月末日</td> </tr> <tr> <td>10 月 1 日から 12 月末日まで</td> <td>翌年 1 月末日</td> </tr> </tbody> </table>	期 間	期 限	1 月 1 日から 3 月末日まで	4 月末日	4 月 1 日から 6 月末日まで	7 月末日	7 月 1 日から 9 月末日まで	10 月末日	10 月 1 日から 12 月末日まで	翌年 1 月末日	
期 間	期 限											
1 月 1 日から 3 月末日まで	4 月末日											
4 月 1 日から 6 月末日まで	7 月末日											
7 月 1 日から 9 月末日まで	10 月末日											
10 月 1 日から 12 月末日まで	翌年 1 月末日											
徴収方法	1 特別徴収 2 申告納付……事業者がその排出する産業廃棄物を自ら設置する最終処分場に搬入する場合	産業廃棄物税条例第 8 条										

2. 府税の税率等の推移（昭和29年度以降）

税 目		課税標準等	昭和29年度	昭和30年度	昭和31年度
府 民 税	個 人	均等割 所得割 前年において納付すべき所得金額	均等割 100円 所得割 5%		所得割 5.5%
	法 人	均等割 法人税割 法人税額	均等割 600円 法人税割 5%	均等割 600円 法人税割 5.4%	
	利 子 割	支払いを受けるべき利子等の額			
事 業 税	個 人	第1種事業 第2種事業 第3種事業	基礎控除 7万円 第1種 8% 第2種、第3種 6% 第3種のうち助産婦業等 4%	基礎控除 10万円	基礎控除 12万円
	法 人	普通法人、特別法人、電気供給業、ガス供給業、地方鉄道事業、軌道事業、保険業及び貿易保険業を行う法人	普通法人 50万円以下 10% 50万円超 12% 特別法人 8% 電気供給業等 収入金額の1.5%	普通法人 3以上の府県において事務所又は事業所を設ける法人で 資本金が500万円以上のもの 12%	
地 方 消 費 税		府消費税			
不 動 産 取 得 税		不動産を取得したときの価格	税率 3% 新築住宅控除 100万円 新築住宅用土地の税額控除 1.8万円		
府 た ば こ 税 〔63年度まで 府たばこ消費税〕		製造たばこの本数	小売定価の $\frac{5}{115}$	小売定価の $\frac{8}{100}$	
ゴ ル フ 場 利 用 税 〔63年度まで （娯楽施設利用税）〕		娯楽施設の利用料金又は利用物件 数量等	舞踏場、ゴルフ場 50% その他 30% ばちんこ、まあじゃん、たまつき場等 外形課税		
特 別 地 方 消 費 税 〔35年度まで 遊 興 飲 食 税 63年度まで 料 理 飲 食 等 消 費 税〕		遊興、飲食及び宿泊に対する利用行為 の料金	芸者の花代 100% 旅館宿泊 10% カフェ・バー等 20% その他 10% 非課税 大衆食堂 料金100円以下 甘味喫茶店 〃 50円以下 (28.1.1施行) 非課税 大衆食堂 料金120円以下 甘味喫茶店 〃 100円以下 (29.7.1施行)	芸者の花代 30% カフェ・バー等 15% 宿泊及びこれに伴う飲食 料金1,000円以下 5% 料金1,000円超 10% その他の飲食 料金500円以下 5% 料金500円超 10% 宿泊基礎控除（創設） 500円 免税点（創設） 飲食・休憩 200円 飲食（チケット） 100円 (30.11.1施行)	
自 動 車 税		自動車の車種、及び用途（トラック及びバスの場合は積載量又は乗車定員等）に応じて区分	燃料別、車種別、積載トン数別に税率区分	三輪の小型自動車について車種により税率区分	燃料区分による税率適用を廃する
鉦 区 税		鉦区的面積（砂鉦の延長）			
狩 猟 者 登 録 税 〔狩 猟 免 許 税〕 〔狩 猟 者 税〕		狩猟免許を受ける者	前年分の所得税の納税義務のない者 又は自家労力の農家 1,800円 その他 3,600円		
府 が 課 す る 固 定 資 産 税		大規模償却資産に対し賦課期日現在における大規模の償却資産の価格のうち市町村が課することができる固定資産税の課税標準となるべき金額を超える部分の金額		創設	
自 動 車 取 得 税		35～43年6月まで法定外普通税、43年7月以降法定目的税となり、平成21年4月以降法定普通税となる。			
軽 油 引 取 税		特約業者又は元売業者からの軽油の引取の容量		創設 1キロリットルにつき 6,000円	
狩 猟 税 〔平成15年度まで 入 猟 税〕		狩猟者の登録を受ける者			
産 業 廃 棄 物 税		最終処分場に搬入される産業廃棄物の重量			
府 税 税	府 税 取 入 比 （対前年比）	(単位百万円)	4,133 (110)	4,206 (102)	4,876 (116)
	標 準 取 入 額 （対前年比）		3,974 (103)	4,098 (103)	4,620 (113)
譲 与 額 （対前年比）	464 (-)		417 (90)	485 (116)	
標 準 取 入 額 （対前年比）	342 (-)		298 (87)	396 (133)	

昭和32年度	昭和33年度	昭和34年度	昭和35年度	昭和36年度	昭和37年度
所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 6%		所得割税率 10万円以下 0.8% ～5,000万円超 5.6% 13段階	所得割 課税総所得金額 150万円以下 2% 150万円超 4%
第1種 50万円以下 6% 50万円超 8%		基礎控除 20万円		事業主控除 20万円 事業専従者控除 青色 8万円 白色 5万円	第1種 5% 第2種 4% 第3種 5% 第3種のうち助産婦業 3%
普通法人 50万円以下 8% 100万円以下 10% 100万円超 12%		普通法人 50万円以下 7% 100万円以下 8% 200万円以下 10% 200万円超 12% 特別法人 50万円以下 7% 50万円超 8%		特別法人 (1) 3以上の府県において事務所又は事業所を設ける法人で資本金が500万円以上のもの 8% (2) その他のもの 50万円以下 7% 50万円超 8%	普通法人 (1) 3以上の府県において事務所又は事業所を設ける法人で資本金が1,000万円以上のもの 12% (2) その他のもの 100万円以下 6% 200万円以下 9% 200万円超 12% 特別法人 (1) 3以上の府県において事務所又は事業所を設ける法人で資本金が1,000万円以上のもの 8% (2) その他のもの 100万円以下 6% 100万円超 8%
					1円当たり価格 2,601円 税率 9%
ゴルフ場 1人1日 300円	ゴルフ練習場 1人1日 40円			舞踏場 15% ばちんこ、まあじゃん、 たまつき場等 外形課税 ゴルフ場 1人1日 500円 ゴルフ練習場 1人1日 40円	舞踏場等 10%
カフェ・バー等 宿泊及びこれに伴う飲食 その他の飲食 免税点 宿泊（創設） 800円 飲食・休憩 300円 飲食（チケット） 150円 (32.7.1施行)				免税点 宿泊 1,000円 飲食・休憩 500円 飲食（チケット） 250円 (36.5.1施行)	1回の料金が3,000円超 15% 1回の料金が3,000円以下 10% 宿泊基礎控除 800円 (37.4.1施行)
	二輪小型自動車、軽自動車に係る課税権を市町村へ移譲			トラックの自家用、営業用の区分を廃し税率を統一合理化	四輪以上の小型自動車総排気量の区分に応じ税率区分
	甲種 乙種 3,600円 前年分の課税総所得金額が諸控除額に満たない者 又は自家労力農家 1,800円 丙種 900円				
				創 設 自家用 価格の3% 営業用 価格の2%	
1キロリットルにつき 8,000円		1キロリットルにつき 10,400円		1キロリットルにつき 12,500円	
5,625 (115)	5,593 (99)	6,196 (111)	8,074 (130)	10,242 (127)	12,410 (121)
5,019 (109)	5,593 (111)	5,708 (102)	7,088 (124)	9,186 (130)	11,769 (128)
597 (123)	673 (113)	660 (98)	746 (113)	961 (129)	529 (55)
442 (112)	466 (105)	458 (98)	658 (144)	879 (134)	534 (61)

税 目		昭和 38 年度	昭和 39 年度	昭和 40 年度	昭和 41 年度	昭和 42 年度
府 民 税	個 人					
	法 人			法人税割 5.5%	法人税割 5.8%	均等割 資本金等1千万円超及 び相互会社 1,000円
	利 子 割					
事 業 税	個 人		事業主控除 22万円	事業主控除 24万円	事業主控除 25万円 事業専従者控除 青色 10万円 白色 6万円	事業主控除 27万円 事業専従者控除 青色 12万円 白色 8万円
	法 人		普通法人 150万円以下 6% 300万円以下 9% 300万円超 12% 特別法人 150万円以下 6% 150万円超 8%			
地 方 消 費 税						
不 動 産 取 得 税			住宅控除 150万円 土地の税額控除 4.5万円			
府 た ば こ 税 (63年度まで) 府たばこ消費税		2,628円	2,714円	2,806円	2,932円	3,036円 税率 10.3%
ゴ ル フ 場 利 用 税 (63年度まで) 娯楽施設利用税					ゴルフ場 1人1日につき { 750円 600円 類する施設 1人1日につき 500円 ゴルフ練習場 { 80円 1人1日につき 40円	
特 別 地 方 消 費 税 (35年度まで) 遊興飲食税 (63年度まで) 料理飲食等消費税					免税点 宿泊 1,200円 飲食・休憩 600円 飲食(チケット) 300円 (41.8.1施行)	
自 動 車 税						
鋳 区 税						
狩 猟 者 登 録 税 (狩猟免許税) (狩猟者税)		甲種 乙種 1,500円 前年分の所得割の納税 義務のない者 700円 丙種 450円				
府 が 課 す る 固 定 資 産 税						
自 動 車 取 得 税				自家用 価格の1.8% 営業用 価格の 1%		
軽 油 引 取 税			1キロリットルにつき 15,000円			
狩 猟 税 (平成15年度まで) 入 猟 税		創設 甲種 乙種 1,000円 丙種 350円				
産 業 廃 棄 物 税						
府 税	府 税 取 入 比 (対前年比)	14,936 (120)	17,128 (115)	19,211 (112)	22,397 (117)	27,883 (117)
	標 準 取 入 額 (対前年比)	13,525 (115)	17,143 (127)	19,139 (112)	20,591 (108)	25,312 (123)
譲 与 税	譲 与 額 (対前年比)	593 (112)	706 (119)	809 (115)	941 (116)	1,084 (115)
	標 準 取 入 額 (対前年比)	607 (114)	735 (97)	843 (115)	904 (107)	1,068 (118)

昭和 43 年度	昭和 44 年度	昭和 45 年度	昭和 46 年度	昭和 47 年度	昭和 48 年度
	土地建物等の譲渡所得 長期譲渡所得 45、46年譲渡 1.3% 47、48年 " 1.6% 49、50年 " 2.0% 短期譲渡所得 4%又は税率の100 分の110のいずれか多い金額				
		法人税割 5.6%			
事業専従者控除 青色 17万円 白色 11万円	事業専従者控除 青色 完全給与制 白色 15万円	事業主控除 32万円	事業主控除 36万円	事業主控除 60万円 事業専従者控除 白色 17万円 (47年度 165,000円)	事業主控除 80万円 事業専従者控除 白色 17万円
					新築住宅控除 230万円 (48.1.1以後の取得)
3,164円	3,641円	3,833円	3,955円	4,094円	4,206円
					ゴルフ場 1人1日につき { 1,200円 1,000円 800円 (48.6.1以後の行為)
	税率 10% 免税点 宿泊 1,600円 飲食・休憩 800円 飲食(チケット) 400円 (44.10.1施行)		宿泊基礎控除 1,000円 免税点 宿泊 1,800円 飲食・休憩 900円 飲食(チケット) 450円 (46.10.1施行)		免税点 宿泊 2,400円 飲食・休憩 1,200円 飲食(チケット) 600円 (48.10.1施行)
				バス税率について 適正合理化(標準税率) 一般乗合用 14,000円 その他 30,000円	
				甲種 乙種 4,500円 前年分の所得割の納税 義務のない者 2,000円 丙種 1,500円	
道路目的税として創設 (7月1日施行) 税率 3% 免税点 10万円	免税点 15万円				排出ガスに係る保安基準適合車については 49.3.31までの取得 1% 49.4.1~49.9.30までの取得 2%
				甲種 乙種 3,000円 丙種 1,000円	
33,389 (120)	40,979 (123)	51,251 (125)	55,170 (108)	64,739 (117)	84,365 (130)
32,418 (128)	38,330 (118)	46,850 (122)	57,323 (122)	58,617 (102)	77,128 (132)
1,243 (115)	1,317 (106)	1,498 (114)	1,552 (104)	1,634 (105)	1,777 (108)
1,226 (115)	1,032 (84)	1,511 (146)	1,634 (108)	1,337 (82)	1,456 (109)

税 目		昭和 49 年度	昭和 50 年度	昭和 51 年度
府 民 税	個 人		長期譲渡所得 昭和 51～55 年譲渡(ア)+(イ) (ア)特別控除後の譲渡益 2,000 万円以下の部 分 100 分の 2 (イ)2,000 万円を超える部分については譲渡 益の 4 分の 3 を総合課税した場合のその 2,000 万円を超える部分に係る上積税額	均等割 300 円
	法 人	法人税割 5.2%		均等割 資本金等 1 千万円超及び相互会社 6,000 円 資本金等 1 千万円超 1 億円以下 3,000 円 その他 1,800 円 法人税割 6.2% (ただし、資本金等 1 億円以下、かつ 法人税額年 1 千万円以下 5.2%)
	利 子 割			
事 業 税	個 人	事業主控除 150 万円 事業専従者控除 白色 20 万円 (49 年度 192,500 円)	事業主控除 180 万円 事業専従者控除 白色 30 万円 (50 年度 275,000 円)	事業主控除 200 万円 事業専従者控除 白色 40 万円
	法 人	普通法人 350 (300) 万円以下 6% 700 (600) 万円以下 9% 700 (600) 万円超 12% 特別法人 350 (300) 万円以下 6% 350 (300) 万円超 8% () は 49.5.1 から 50.4.30 までの間 に終了する事業年度分	普通法人 350 万円以下 6% 350 万円超 700 万円以下 9% 700 万円超及び清算所得 12% 特別法人 350 万円以下 6% 350 万円超及び清算所得 8%	
地 方 消 費 税				
不 動 産 取 得 税				
府 た ば こ 税 (63 年度まで) 府たばこ消費税		4,331 円	4,437 円	4,674 円
ゴ ル フ 場 利 用 税 (63 年度まで) 娯楽施設利用税				
特 別 地 方 消 費 税 (35 年度まで) 遊 興 飲 食 税 (63 年度まで) 料 理 飲 食 等 消 費 税		宿泊基礎控除 1,500 円 (49.10.1 施行)	免税点 宿泊 3,400 円 飲食・休憩 1,700 円 飲食(チケット) 850 円	
自 動 車 税				
鉱 区 税				
狩 猟 者 登 録 税 (狩 猟 免 許 税) (狩 猟 者 税)				
府 が 課 す る 固 定 資 産 税				
自 動 車 取 得 税		免税点 15 万円 (30 万円) 税 率 3% (5%) () 内は昭和 49 年及び 50 年度の 2 年 間の暫定措置 ただし、排ガスに係る保安基準適合車に ついては 49.3.31 までの取得 1% 49.4.1～49.9.30 までの取得 2% 1. 軽自動車 2% ア 営業用 2% イ 自家用 4%	昭和 51 年度の排出ガスに係る保安基準適合 車については下記の率を控除した率 (1) 昭和 50 年度中 2% (2) 昭和 51 年 4 月 1 日から昭和 51 年 8 月 31 日まで 1% (電気自動車は 2%)	免税点 15 万円 (30 万円) 税 率 3% (5%) () 内は昭和 51 年及び 52 年度の 2 年 間の暫定措置、営業用自動車及び軽自動 車を除く。 (ただし、電気自動車は昭和 52 年 3 月 31 日まで 1%を控除した率)
軽 油 引 取 税				
狩 猟 税 (平成 15 年度まで) 入 猟 税				
産 業 廃 棄 物 税				
府 税	府 税 取 入 比 (対前年比)	94,841 (112)	88,128 (93)	101,026 (115)
	標 準 取 入 額 (対前年比)	92,952 (121)	99,218 (107)	100,599 (101)
譲 与 税	譲 与 額 (対前年比)	1,930 (108)	2,122 (110)	1,988 (94)
	標 準 取 入 額 (対前年比)	1,841 (126)	2,045 (111)	1,960 (96)

昭和 52 年度	昭和 53 年度	昭和 54 年度	昭和 55 年度
			均等割 500 円
事業主控除 220 万円			
			昭和 56 年 1 月 1 日から昭 和 60 年 12 月 31 日までの 間に終了する事業年度分 については、税率を 1.1 倍 する。(ただし、資本金等 1 億円以下、かつ年所得 3,000 万円以下の法人等は 除く。)
			既存住宅控除 150 万円、230 万円 又は 350 万円
6,701 円	6,796 円	6,890 円	6,989 円
ばちんこ場・スマートボール場 1～15 級 940 円～30 円 まあじやん場 1～15 級 2,170 円～290 円 たまつき場 1～15 級 2,880 円～240 円 ゴルフ練習場 1 人 1 回につき 50 円 100 円 ゴルフ場 1 級 1,500 円 2 級 1,400 円 3 級 1,200 円 4 級 1,000 円 5 級 800 円 1 人 1 日につき			
免税点 宿泊 4,000 円 飲食・休憩 2,000 円 飲食(チケット) 1,000 円 (52.10.1 施行)	宿泊基礎控除 2,000 円 (53.10.1 施行)		
		自家用車にあつては 10%、一般乗合用バス 以外のバスにあつては 5%税率引上げ 普通自動車に属する乗用車に係る税率を 総排気量により区分	
試験鉱区 面積 100 アールごと 180 円 採掘鉱区 " " 360 円			
甲種 乙種 9,000 円 当該年度の府民税所得割を納付するこ とを要しないもの 4,000 円 丙種 3,000 円		狩猟者の登録を受ける者を納税義務者と する	
昭和 53 年度の排出ガスに係る保安基準 適合車については下記の率を控除した 率 (1) 昭和 52 年度中 0.25% (2) 昭和 53 年 8 月 31 日 (電気自動車 は昭和 54 年 3 月 31 日) まで 0.125% ((1)、(2)とも電気自動車は 2%)	免税点 15 万円 (30 万円) 税 率 3% (5%) () 内は昭和 53 年及び 54 年度の 2 年間 の暫定措置、ただし、税率については、営 業用自動車及び軽自動車を除く。	電気自動車については、昭和 56 年 3 月 31 日までに取得したときに限り、100 分の 2 を控除した率	免税点 15 万円 (30 万円) 税 率 3% (5%) () 内は昭和 57 年まで の暫定措置、ただし、税率 については、営業用自動車 及び軽自動車を除く。
	1 キロリットルにつき 15,000 円 (19,500 円) () 内は昭和 53、54 年度の暫定措置	1 キロリットルにつき 15,000 円 (24,300 円) () 内は昭和 58 年 3 月 31 日までの暫定措置	
甲種 乙種 6,000 円 丙種 2,000 円		狩猟者の登録を受ける者を納税者とする	
111,599 (110)	121,902 (109)	143,947 (118)	153,668 (107)
115,009 (114)	116,460 (101)	123,997 (106)	154,204 (124)
2,281 (115)	2,415 (106)	2,372 (98)	2,204 (93)
2,194 (112)	2,436 (111)	2,338 (96)	2,268 (97)

税 目		昭和 63 年度	平成元年度	平成 2 年度	平成 3 年度
府 民 税	個 人	所得割 130 万円以下 2% 130 万円超 3% 260 万円超 4%	所得割 500 万円以下 2% 500 万円超 4%		所得割 550 万円以下 2% 550 万円超 4%
	法 人				平成 3 年 4 月 1 日から平成 8 年 3 月 31 日までに終了する事業年度分については法人税割の税率を 5.8% とする。(ただし、資本金等が 1 億円以下で、かつ、法人税割 1,600 万円以下の法人を除く。)
	利 子 割	創設 5% 4 月 1 日施行			
事 業 税	個 人	事業専従者控除 (白色) 配偶者 60 万円 その他 45 万円		事業専従者控除 (白色) 配偶者 80 万円 その他 47 万円	
	法 人			平成 3 年 1 月 1 日から平成 7 年 12 月 31 日までに終了する事業年度分については、税率を 1.07 倍する。(ただし、資本金等 1 億円以下で、かつ、年所得 4,000 万円以下の法人等を除く。)	
地 方 消 費 税					
不 動 産 取 得 税			新築住宅控除 1,000 万円 (平成元年 4 月 1 日以後の取得から適用) 住宅及び住宅用土地の特例税率等 (平成 4 年 6 月 30 日まで延長)		
府 た ば こ 税 (63 年度まで) 府 た ば こ 消 費 税		税率等の特例措置の適用期限の延長 (平成元年 3 月 31 日まで)	税率 1,000 本につき 1,129 円 (旧 3 級品は 536 円)		
ゴ ル フ 場 利 用 税 (63 年度まで) 娛 楽 施 設 利 用 税			課税対象施設をゴルフ場に限定 税率 1 人 1 回につき 1,200 円～600 円		
特 別 地 方 消 費 税 (35 年度まで) 遊 興 飲 食 税 (63 年度まで) 料 理 飲 食 等 消 費 税			税率 3% 免税点 宿泊等 10,000 円 飲食等 5,000 円 基礎控除、奉仕料控除、公給領収証制度の廃止		免税点 宿泊等 15,000 円 飲食等 7,500 円
自 動 車 税		メタノール自動車に係る税率軽減措置の延長 (平成元年度分まで)	電気自動車に係る税率の軽減措置の延長	メタノール自動車に係る税率軽減措置の延長 (平成 3 年度分まで) バス・トラック等の NOx 規制適合車に対する税率の特例措置の創設 (廃車、買換えの場合に適用、平成 3 年度分まで)	電気自動車に係る税率の軽減措置を 2 年延長
鉾 区 税					
狩 猟 者 登 録 税 (狩 猟 免 許 税) 狩 猟 者 税					
府 が 課 す る 固 定 資 産 税					
自 動 車 取 得 税		免税点、税率の暫定措置 平成 5 年 3 月 31 日まで延長 メタノール自動車に係る税率軽減措置の延長 平成元年 10 月 1 日以降に適用される自動車排出ガス保安基準適合車に係る税率の軽減措置の新設	平成 2 年 10 月 1 日以降に適用される自動車排出ガス保安基準適合車に係る税率の軽減措置の新設	免税店の暫定措置の引上げ (30 万円→50 万円) メタノール自動車に係る税率軽減措置の延長 (平成 3 年度分まで) バス・トラック等の NOx 規制適合車に対する税率の特例措置の創設 (廃車、買換えの場合に適用、平成 3 年度分まで)	電気自動車に係る税率の軽減措置を 2 年延長 制動装置保安基準に適合する一定の自動車を取得した場合に税率から 0.3% を控除 (平成 4 年度分まで)
軽 油 引 取 税		税率暫定措置 平成 5 年 3 月 31 日まで延長	課税客体を軽油の引取りで現実の納入を伴うものに変更その他		
狩 猟 入 税 (平 成 15 年 度 まで)					
産 業 廃 棄 物 税					
府 税	府 税 取 入 比 (対 前 年 比)	281,542 (118)	303,508 (108)	328,956 (108)	342,766 (104)
	標 準 取 入 額 (対 前 年 比)	227,630 (112)	262,464 (115)	274,843 (105)	282,710 (103)
譲 与 税	譲 与 額 (対 前 年 比)	2,502 (99)	14,161 (566)	16,345 (115)	17,106 (105)
	標 準 取 入 額 (対 前 年 比)	2,417 (101)	14,039 (581)	16,292 (116)	17,933 (110)

平成 4 年度	平成 5 年度	平成 6 年度	平成 7 年度
			所得割 700 万円以下 2% 700 万円超 4%
		均等割 資本等の金額 50 億円超 800,000 円 資本等の金額 10 億円超 50 億円以下 540,000 円 資本等の金額 1 億円超 10 億円以下 130,000 円 資本等の金額 1 千万円超 1 億円以下 50,000 円 その他 20,000 円	法人税割の超過課税措置を 5 年間延長 (平成 13 年 3 月 31 日までに終了する事業年度まで)
	事業主控除 270 万円		
			平成 8 年 1 月 1 日から平成 12 年 12 月 31 日までに終了する事業年度分については、税率を 1.05 倍する。(ただし、資本金等 1 億円以下で、かつ、年所得 4,000 万円以下の法人等を除く。)
住 宅 及 び 住 宅 用 土 地 の 特 例 税 率 等 (平成 7 年 6 月 30 日まで延長)			住宅及び住宅用土地の特例税率等 (平成 10 年 6 月 30 日まで延長)
メタノール自動車に係る税率軽減措置の延長 (平成 5 年度分まで) 一定のハイブリッド自動車に係る税率軽減措置の創設 (平成 5 年度分まで) ほか	電気自動車に係る税率軽減措置の延長 (平成 6 年度分まで) 天然ガス自動車に係る税率軽減措置の創設 (平成 6 年度分まで)	メタノール自動車に係る税率軽減措置の延長 (平成 7 年度分まで)	電気・天然ガス・メタノール自動車に係る税率軽減措置の廃止
メタノール自動車に係る税率軽減措置の延長 (平成 5 年度分まで) 一定のハイブリッド自動車に係る税率軽減措置の創設 (平成 5 年度分まで) ほか	免税点、税率の暫定措置の延長 (平成 10 年 3 月 31 日まで) 電気自動車に係る税率軽減措置の延長 (平成 7 年 3 月 31 日まで) 天然ガス自動車に係る税率軽減措置の創設 (平成 7 年 3 月 31 日まで) 平成 6 年排出ガス規制に適合する自動車に係る税率の軽減措置の創設	メタノール自動車に係る税率軽減措置の延長 (平成 8 年 3 月 31 日まで) 平成 7 年 9 月 1 日以降に適用される制動装置保安基準適合車に係る税率の軽減措置の創設 (平成 7 年 8 月 31 日まで)	電気・天然ガス・メタノール自動車に係る税率の軽減措置の拡充 (控除率 100 分の 2.2) 及び延長 (平成 9 年 3 月 31 日まで)
	税率の暫定措置の延長 (平成 5 年 11 月 30 日まで) 暫定税率の引き上げ (1 キロリットルにつき 32,100 円、平成 5 年 12 月 1 日から平成 10 年 3 月 31 日まで)		
301,978 (88)	280,023 (93)	275,194 (98)	275,049 (100)
276,279 (98)	276,601 (100)	260,557 (94)	244,175 (94)
19,264 (113)	20,789 (108)	18,956 (91)	19,068 (101)
19,431 (108)	19,922 (103)	19,171 (96)	19,414 (101)

税 目		平成 8 年度	平成 9 年度	平成 10 年度
府 民 税	個 人	均等割 1,000 円	所得割 700 万円以下 2% 700 万円超 3%	
	法 人			
	利 子 割			
事 業 税	個 人	事業専従者控除 (白色) 配偶者 86 万円 その他 50 万円		
	法 人		平成 10 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人事業税を次のとおりとする。 ア 特別法人 所得のうち年 400 万円以下の金額の 100 分の 5.6 所得のうち年 400 万円を超える金額及び清算所得の 100 分の 7.5 イ その他の法人の標準税率 所得のうち年 400 万円以下の金額の 100 分の 5.6 所得のうち年 400 万円を超え年 800 万円以下の金額の 100 分の 8.4 所得のうち年 800 万円を超える金額及び清算所得の 100 分の 11	
地 方 消 費 税		創設 25%		
不 動 産 取 得 税			新築住宅控除 1,200 万円 (平成 9 年 4 月 1 日以降の取得から適用)	
府 た ば こ 税 (63 年度まで) 府 た ば こ 消 費 税			税率 1,000 本につき 692 円 (旧 3 級品は 329 円)	
ゴ ル フ 場 利 用 税 (63 年度まで) 娛 楽 施 設 利 用 税				
特 別 地 方 消 費 税 (35 年度まで) 遊 興 飲 食 税 (63 年度まで) 料 理 飲 食 等 消 費 税				
自 動 車 税				
鉱 区 税				
狩 猟 者 登 録 税 (狩 猟 免 許 税)				
府 が 課 す る 固 定 資 産 税				
自 動 車 取 得 税	電気・天然ガス・メタノール自動車に係る税率軽減措置の拡充 (控除率 100 分の 2.4) 平成 9 年排出ガス規制に適合する自動車に係る税率の軽減措置の創設	電気・天然ガス・メタノール自動車に係る税率軽減措置の延長 (平成 11 年 3 月 31 日まで) 平成 10 年排出ガス規制に適合する自動車に係る税率の軽減措置の創設	電気・天然ガス・メタノール自動車に係る税率軽減措置の延長 (平成 12 年 3 月 31 日まで) 平成 11 年排出ガス規制に適合する自動車に係る税率の軽減措置の創設 ハイブリッド自動車に係る税率の軽減措置の創設 バス・トラック 100 分の 2.4 その他 100 分の 2.0 (平成 12 年 3 月 31 日まで)	
軽 油 引 取 税				
狩 猟 税 (平成 15 年度まで) 入 猟 税				
産 業 廃 棄 物 税				
府 税	府 税 取 入 比 (対 前 年 比)	291,124 (106)	291,753 (100.2)	305,501 (104.7)
	標 準 取 入 額 (対 前 年 比)	242,311 (99)	274,595 (113.3)	296,799 (108.1)
譲 与 税	譲 与 額 (対 前 年 比)	19,831 (104)	8,021 (40)	1,549 (19.3)
	標 準 取 入 額 (対 前 年 比)	19,968 (103)	7,761 (39)	1,533 (19.8)

平成 11 年度		平成 12 年度	平成 13 年度																														
事業主控除 290 万円																																	
平成 11 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度分の法人事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人事業税を次のとおりとする。																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>税 率</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>※()は標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">普 通 法 人 所 得 課 税 法 人</td> <td>所得 年 400 万円以下の金額</td> <td>100 分の 5.25 (100 分の 5)</td> </tr> <tr> <td>所得 年 400 万円を超え 800 万円以下の金額</td> <td>100 分の 7.665 (100 分の 7.3)</td> </tr> <tr> <td>所得 年 800 万円を超える金額 及び清算所得</td> <td>100 分の 10.08 (100 分の 9.6)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特 別 法 人</td> <td>所得 年 400 万円以下の金額</td> <td>100 分の 5.25 (100 分の 5)</td> </tr> <tr> <td>所得 年 400 万円を超える金額 及び清算所得</td> <td>100 分の 6.93 (100 分の 6.6)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">3以上の道府県に事務所等設けて事業を行う法人のうち、資本の金額等が 1,000 万円以上である法人</td> <td>100 分の 10.08 (100 分の 9.6)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">普通法人 (所得及び清算所得)</td> <td>100 分の 6.93 (100 分の 6.6)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">特別法人 (所得及び清算所得)</td> <td>100 分の 6.93 (100 分の 6.6)</td> </tr> <tr> <td>収入金額 課税法人</td> <td>電気供給業、ガス供給業、生命保険業又は損害保険業を行う法人</td> <td>100 分の 1.365 (100 分の 1.3)</td> </tr> </tbody> </table>		区 分		税 率			※()は標準税率	普 通 法 人 所 得 課 税 法 人	所得 年 400 万円以下の金額	100 分の 5.25 (100 分の 5)	所得 年 400 万円を超え 800 万円以下の金額	100 分の 7.665 (100 分の 7.3)	所得 年 800 万円を超える金額 及び清算所得	100 分の 10.08 (100 分の 9.6)	特 別 法 人	所得 年 400 万円以下の金額	100 分の 5.25 (100 分の 5)	所得 年 400 万円を超える金額 及び清算所得	100 分の 6.93 (100 分の 6.6)	3以上の道府県に事務所等設けて事業を行う法人のうち、資本の金額等が 1,000 万円以上である法人		100 分の 10.08 (100 分の 9.6)	普通法人 (所得及び清算所得)		100 分の 6.93 (100 分の 6.6)	特別法人 (所得及び清算所得)		100 分の 6.93 (100 分の 6.6)	収入金額 課税法人	電気供給業、ガス供給業、生命保険業又は損害保険業を行う法人	100 分の 1.365 (100 分の 1.3)	平成 13 年 1 月 1 日から平成 17 年 12 月 31 日までに終了する事業年度について超過課税措置を 5 年間延長するとともに、不均一課税に係る資本金要件を 3 億円に引上げ	
区 分		税 率																															
		※()は標準税率																															
普 通 法 人 所 得 課 税 法 人	所得 年 400 万円以下の金額	100 分の 5.25 (100 分の 5)																															
	所得 年 400 万円を超え 800 万円以下の金額	100 分の 7.665 (100 分の 7.3)																															
	所得 年 800 万円を超える金額 及び清算所得	100 分の 10.08 (100 分の 9.6)																															
特 別 法 人	所得 年 400 万円以下の金額	100 分の 5.25 (100 分の 5)																															
	所得 年 400 万円を超える金額 及び清算所得	100 分の 6.93 (100 分の 6.6)																															
3以上の道府県に事務所等設けて事業を行う法人のうち、資本の金額等が 1,000 万円以上である法人		100 分の 10.08 (100 分の 9.6)																															
普通法人 (所得及び清算所得)		100 分の 6.93 (100 分の 6.6)																															
特別法人 (所得及び清算所得)		100 分の 6.93 (100 分の 6.6)																															
収入金額 課税法人	電気供給業、ガス供給業、生命保険業又は損害保険業を行う法人	100 分の 1.365 (100 分の 1.3)																															
税率 1,000 本につき 868 円 (旧 3 級品は 413 円)																																	
		(廃止)																															
		特種用途自動車の区分にキャンピング車を加え総排気量の区分に応じ税率区分																															
電気・天然ガス・メタノール自動車に係る税率の軽減措置を 100 分の 2.7 に上げたうえ延長 (平成 13 年 3 月 31 日まで) 平成 12 年排出ガス規制に適合する自動車に係る税率の軽減措置の創設 エネルギー消費効率に係る一定基準に適合する低燃費自動車の取得について平成 13 年 3 月 31 日までの取得に限り、課税標準である価格から 30 万円を控除		ハイブリッド自動車に係る税率の軽減措置の延長 (平成 13 年 3 月 31 日まで) 平成 13 年排出ガス規制に適合する自動車に係る税率の軽減措置の創設	電気・天然ガス・メタノール自動車に係る税率の軽減措置の延長 (平成 15 年 3 月 31 日まで) 平成 14 年排出ガス規制適合車に係る特例措置の創設 低燃費車特例の縮減及び 1 年延長 改正自動車 Nox 法対策地域外廃車代替特例の創設																														
			特約業者及び元売業者以外の者が軽油の輸入をする場合の課税時期の見直し (輸入の時まで)																														
		262,102 (85.8)	292,425 (100.8)																														
		253,917 (85.6)	252,053 (102.3)																														
		1,572 (101.5)	1,603 (99.9)																														
		1,576 (102.8)	1,604 (100.4)																														

税 目		平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度																	
府 民 税	個 人																				
	配当割及び 株式等譲渡所得割		創設（平成 16 年 1 月 1 日施行） それぞれ 5%（暫定 3%）																		
	法 人																				
	利 子 割																				
事 業 税	個 人																				
	法 人			外形標準課税の導入 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超える普通法人 (外形標準課税適用法人) に係る税率 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>税 率</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>※()は標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">所 得 割</td> <td>年 400 万円以下の金額</td> <td>100 分の 3.99 (100 分の 3.8)</td> </tr> <tr> <td>年 400 万円を超えて 年 800 万円以下の金額</td> <td>100 分の 5.755 (100 分の 5.5)</td> </tr> <tr> <td>年 800 万円を超える金額* 及び清算所得</td> <td>100 分の 7.56 (100 分の 7.2)</td> </tr> <tr> <td>付加価値割</td> <td>100 分の 0.504 (100 分の 0.48)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資 本 割</td> <td>100 分の 0.21 (100 分の 0.2)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 3 以上の都道府県において事務所又は事業所を 設けて事業を行う法人の所得割は、すべてこの区 分の税率を適用</p>	区 分		税 率			※()は標準税率	所 得 割	年 400 万円以下の金額	100 分の 3.99 (100 分の 3.8)	年 400 万円を超えて 年 800 万円以下の金額	100 分の 5.755 (100 分の 5.5)	年 800 万円を超える金額* 及び清算所得	100 分の 7.56 (100 分の 7.2)	付加価値割	100 分の 0.504 (100 分の 0.48)	資 本 割	
区 分		税 率																			
		※()は標準税率																			
所 得 割	年 400 万円以下の金額	100 分の 3.99 (100 分の 3.8)																			
	年 400 万円を超えて 年 800 万円以下の金額	100 分の 5.755 (100 分の 5.5)																			
	年 800 万円を超える金額* 及び清算所得	100 分の 7.56 (100 分の 7.2)																			
	付加価値割	100 分の 0.504 (100 分の 0.48)																			
資 本 割		100 分の 0.21 (100 分の 0.2)																			
地 方 消 費 税																					
不 動 産 取 得 税		100 分の 3 (平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの取得)																			
府 た ば こ 税 (63 年度まで) (府 た ば こ 消 費 税)		税率 1,000 本につき 969 円 (旧 3 級品は 461 円) (平成 15 年 7 月 1 日以後)																			
ゴ ル フ 場 利 用 税 (63 年度まで) (娛 楽 施 設 利 用 税)																					
自 動 車 税	グリーン化税制の開始		グリーン化税制の 1 年延長 (対象車、対象年度を縮小)																		
鉱 区 税																					
狩 猟 者 登 録 税 (狩 猟 免 許 税) (狩 猟 者 税)			(廃止)																		
府 が 課 す る 固 定 資 産 税																					
自 動 車 取 得 税	低燃費車特例の 1 年延長 平成 15 年排出ガス規制適合車 に係る特例措置の創設	低燃費車特例の 1 年延長 (対象車を限定) 電気・天然ガス・メタノール・ハイブリ ット自動車に係る軽減措置の延長 (平成 17 年 3 月 31 日まで) 平成 16 年排出ガス規制適合車に係る特例 措置の創設	低燃費車特例の 2 年延長 (重点化) 平成 17 年排出ガス規制適合車に係る特例措 置の創設																		
軽 油 引 取 税																					
狩 猟 税 (平成 15 年度まで) 入 猟 税			狩猟者登録税と統合し狩猟税を創設																		
産 業 廃 棄 物 税																					
府 税 税	府 税 収 入 比 (対前年比)	236,573 (80.9)	229,889 (97.2)	231,105 (100.5)																	
	標 準 収 入 額 (対前年比)	236,815 (94.0)	202,074 (85.3)	202,954 (100.4)																	
譲 与 税	譲 与 額 (対前年比)	1,675 (104.5)	2,221 (132.6)	6,857 (308.8)																	
	標 準 収 入 額 (対前年比)	1,628 (101.5)	2,273 (139.6)	6,720 (295.6)																	

平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
		所得割 一律 4% (市町村民税 6%)
法人税割の超過課税措置を 5 年間延長 (平成 23 年 3 月 31 日までに終了する事業年度分まで) す るとともに、その趣旨を条例に明記		
超過課税措置を 5 年間延長 (平成 22 年 12 月 31 日までに終了する事業年度分まで) するととも に、その趣旨を条例に明記		
	住宅及び土地 100 分 3 (平成 21 年 3 月 31 日までの取得) 住宅以外の家屋 100 分の 3.5 (平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの取得)	
	税率 1,000 本につき 1,074 円 (旧 3 級品は 511 円) (平成 18 年 7 月 1 日以後)	左記の特例税率を本則化
	グリーン化税制の 2 年延長 (軽減対象重点化)	
電気・天然ガス・メタノール・ハイブリット自 動車に係る軽減措置の延長 (平成 19 年 3 月 31 日まで)	低燃費車特例の 2 年延長 (重点化)	電気・天然ガス・ハイブリット自動車に係る 軽減措置の 2 年延長 (重点化、税率見直し)
		網漁 8,200 円、わな猟 8,200 円の税率新設
創設 1 トンにつき 1,000 円		
278,361 (120.4)	289,170 (103.9)	336,161 (116.3)
204,891 (101.0)	256,632 (125.3)	314,993 (122.7)
16,210 (236.4)	46,486 (286.8)	2,267 (4.9)
16,281 (242.3)	46,535 (285.8)	2,284 (4.9)

税 目		平成 26 年度																											
府 民 税	個 人																												
	配当割及び 株式等譲渡所得割																												
	法 人	地方法人税（国税）の創設に伴い、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から法人税割の税率を引下げ 5% (5.8%) → 3.2% (4%) (括弧内は超過税率)																											
	利 子 割																												
事 業 税	個 人																												
	法 人	平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から地方法人特別税を 1/3 縮小し、法人事業税に還元 ※()は超過税率 1 資本金の額又は出資金の額が 1 億円超の普通法人以外の法人 (外形標準課税非適用法人) 2 資本金の額又は出資金の額が 1 億円超の普通法人 (外形標準課税適用法人)																											
	所得 課 税 法 人	普通法人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">各事業年度の所得のうち</td> <td>年 400 万円以下の金額</td> <td>100 分の 3.4 (100 分の 3.65)</td> </tr> <tr> <td>年 400 万円を超え 年 800 万円以下の金額</td> <td>100 分の 5.1 (100 分の 5.465)</td> </tr> <tr> <td>年 800 万円を超える金額</td> <td>100 分の 6.7 (100 分の 7.18)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別法人</td> <td>各事業年度の所得のうち</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 400 万円以下の金額</td> <td>100 分の 3.4 (100 分の 3.65)</td> </tr> <tr> <td>年 400 万円を超える金額</td> <td>100 分の 4.6 (100 分の 4.93)</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>3 以上の都道府県に事務所等を経て事業を行う法人のうち、資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上である法人</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通法人</td> <td>100 分の 6.7 (100 分の 7.18)</td> </tr> <tr> <td>特別法人</td> <td>100 分の 4.6 (100 分の 4.93)</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税 率	各事業年度の所得のうち	年 400 万円以下の金額	100 分の 3.4 (100 分の 3.65)	年 400 万円を超え 年 800 万円以下の金額	100 分の 5.1 (100 分の 5.465)	年 800 万円を超える金額	100 分の 6.7 (100 分の 7.18)	特別法人	各事業年度の所得のうち	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 400 万円以下の金額</td> <td>100 分の 3.4 (100 分の 3.65)</td> </tr> <tr> <td>年 400 万円を超える金額</td> <td>100 分の 4.6 (100 分の 4.93)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税 率	年 400 万円以下の金額	100 分の 3.4 (100 分の 3.65)	年 400 万円を超える金額	100 分の 4.6 (100 分の 4.93)	3 以上の都道府県に事務所等を経て事業を行う法人のうち、資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上である法人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通法人</td> <td>100 分の 6.7 (100 分の 7.18)</td> </tr> <tr> <td>特別法人</td> <td>100 分の 4.6 (100 分の 4.93)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税 率	普通法人	100 分の 6.7 (100 分の 7.18)	特別法人	100 分の 4.6 (100 分の 4.93)
		区 分	税 率																										
	各事業年度の所得のうち	年 400 万円以下の金額	100 分の 3.4 (100 分の 3.65)																										
		年 400 万円を超え 年 800 万円以下の金額	100 分の 5.1 (100 分の 5.465)																										
		年 800 万円を超える金額	100 分の 6.7 (100 分の 7.18)																										
	特別法人	各事業年度の所得のうち	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 400 万円以下の金額</td> <td>100 分の 3.4 (100 分の 3.65)</td> </tr> <tr> <td>年 400 万円を超える金額</td> <td>100 分の 4.6 (100 分の 4.93)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税 率	年 400 万円以下の金額	100 分の 3.4 (100 分の 3.65)	年 400 万円を超える金額	100 分の 4.6 (100 分の 4.93)																				
		区 分	税 率																										
	年 400 万円以下の金額	100 分の 3.4 (100 分の 3.65)																											
年 400 万円を超える金額	100 分の 4.6 (100 分の 4.93)																												
3 以上の都道府県に事務所等を経て事業を行う法人のうち、資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上である法人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通法人</td> <td>100 分の 6.7 (100 分の 7.18)</td> </tr> <tr> <td>特別法人</td> <td>100 分の 4.6 (100 分の 4.93)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税 率	普通法人	100 分の 6.7 (100 分の 7.18)	特別法人	100 分の 4.6 (100 分の 4.93)																						
区 分	税 率																												
普通法人	100 分の 6.7 (100 分の 7.18)																												
特別法人	100 分の 4.6 (100 分の 4.93)																												
特別法人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各事業年度の所得のうち</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 400 万円以下の所得金額</td> <td>100 分の 2.2 (100 分の 2.39)</td> </tr> <tr> <td>年 400 万円を超え年 800 万円以下の所得金額</td> <td>100 分の 3.2 (100 分の 3.475)</td> </tr> <tr> <td>年 800 万円を超える所得金額及び清算所得</td> <td>100 分の 4.3 (100 分の 4.66)</td> </tr> <tr> <td>付加価値割</td> <td>100 分の 0.48 (100 分の 0.504)</td> </tr> <tr> <td>資 本 割</td> <td>100 分の 0.2 (100 分の 0.21)</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>3 以上の都道府県に事務所等を経て事業を行う法人のうち、資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上である法人</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外形標準課税適用法人の基準法人所得割額</td> <td>67.4%</td> </tr> <tr> <td>外形標準課税適用法人以外の法人の基準法人所得割額</td> <td>43.2%</td> </tr> <tr> <td>基準法人収入割額</td> <td>43.2%</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税 率	各事業年度の所得のうち	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 400 万円以下の所得金額</td> <td>100 分の 2.2 (100 分の 2.39)</td> </tr> <tr> <td>年 400 万円を超え年 800 万円以下の所得金額</td> <td>100 分の 3.2 (100 分の 3.475)</td> </tr> <tr> <td>年 800 万円を超える所得金額及び清算所得</td> <td>100 分の 4.3 (100 分の 4.66)</td> </tr> <tr> <td>付加価値割</td> <td>100 分の 0.48 (100 分の 0.504)</td> </tr> <tr> <td>資 本 割</td> <td>100 分の 0.2 (100 分の 0.21)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税 率	年 400 万円以下の所得金額	100 分の 2.2 (100 分の 2.39)	年 400 万円を超え年 800 万円以下の所得金額	100 分の 3.2 (100 分の 3.475)	年 800 万円を超える所得金額及び清算所得	100 分の 4.3 (100 分の 4.66)	付加価値割	100 分の 0.48 (100 分の 0.504)	資 本 割	100 分の 0.2 (100 分の 0.21)	3 以上の都道府県に事務所等を経て事業を行う法人のうち、資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上である法人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外形標準課税適用法人の基準法人所得割額</td> <td>67.4%</td> </tr> <tr> <td>外形標準課税適用法人以外の法人の基準法人所得割額</td> <td>43.2%</td> </tr> <tr> <td>基準法人収入割額</td> <td>43.2%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税 率	外形標準課税適用法人の基準法人所得割額	67.4%	外形標準課税適用法人以外の法人の基準法人所得割額	43.2%	基準法人収入割額	43.2%		
区 分	税 率																												
各事業年度の所得のうち	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 400 万円以下の所得金額</td> <td>100 分の 2.2 (100 分の 2.39)</td> </tr> <tr> <td>年 400 万円を超え年 800 万円以下の所得金額</td> <td>100 分の 3.2 (100 分の 3.475)</td> </tr> <tr> <td>年 800 万円を超える所得金額及び清算所得</td> <td>100 分の 4.3 (100 分の 4.66)</td> </tr> <tr> <td>付加価値割</td> <td>100 分の 0.48 (100 分の 0.504)</td> </tr> <tr> <td>資 本 割</td> <td>100 分の 0.2 (100 分の 0.21)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税 率	年 400 万円以下の所得金額	100 分の 2.2 (100 分の 2.39)	年 400 万円を超え年 800 万円以下の所得金額	100 分の 3.2 (100 分の 3.475)	年 800 万円を超える所得金額及び清算所得	100 分の 4.3 (100 分の 4.66)	付加価値割	100 分の 0.48 (100 分の 0.504)	資 本 割	100 分の 0.2 (100 分の 0.21)																
区 分	税 率																												
年 400 万円以下の所得金額	100 分の 2.2 (100 分の 2.39)																												
年 400 万円を超え年 800 万円以下の所得金額	100 分の 3.2 (100 分の 3.475)																												
年 800 万円を超える所得金額及び清算所得	100 分の 4.3 (100 分の 4.66)																												
付加価値割	100 分の 0.48 (100 分の 0.504)																												
資 本 割	100 分の 0.2 (100 分の 0.21)																												
3 以上の都道府県に事務所等を経て事業を行う法人のうち、資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上である法人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外形標準課税適用法人の基準法人所得割額</td> <td>67.4%</td> </tr> <tr> <td>外形標準課税適用法人以外の法人の基準法人所得割額</td> <td>43.2%</td> </tr> <tr> <td>基準法人収入割額</td> <td>43.2%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税 率	外形標準課税適用法人の基準法人所得割額	67.4%	外形標準課税適用法人以外の法人の基準法人所得割額	43.2%	基準法人収入割額	43.2%																				
区 分	税 率																												
外形標準課税適用法人の基準法人所得割額	67.4%																												
外形標準課税適用法人以外の法人の基準法人所得割額	43.2%																												
基準法人収入割額	43.2%																												
収入金額課税法人	電気供給業、ガス供給業又は保険業を行う法人	100 分の 0.9 (100 分の 0.965)																											
地方消費税	税率 17/63 (実質 1.7%) (平成 26 年 4 月 1 日以降)																												
不動産取得税																													
府たばこ税 (63年度まで) (府たばこ消費税)																													
ゴルフ場利用税 (63年度まで) (娯楽施設利用税)																													
自動車税	グリーン化税制の 2 年延長 (適用対象見直し)																												
鉦 区 税																													
府が課する 固定資産税																													
自動車取得税	<ul style="list-style-type: none"> 税率の引下げ 自家用自動車（軽自動車を除く）100 分の 3 営業用自動車、軽自動車 100 分の 2 環境性能に優れた自動車に係るエコカー減税の軽減割合拡充 																												
軽油引取税																													
狩 猟 税 (平成 15 年度まで) (入 猟 税)																													
産業廃棄物税																													
府 税	府税収入比 (対前年比)	251,010 (103.4)																											
	標準収入額 (対前年比)	224,914 (103.4)																											
譲 与 税	譲与額 (対前年比)	49,128 (119.3)																											
	標準収入額 (対前年比)	45,055 (122.5)																											

税 目		平成 27 年度																											
事 業 税	個 人																												
	法 人	平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から外形標準課税を見直し (1/4 から 3/8 に拡大) ※()は超過税率 1 資本金の額又は出資金の額が 1 億円超の普通法人以外の法人 (外形標準課税非適用法人) 2 資本金の額又は出資金の額が 1 億円超の普通法人 (外形標準課税適用法人)																											
	所得 課 税 法 人	普通法人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">各事業年度の所得のうち</td> <td>年 400 万円以下の金額</td> <td>100 分の 3.4 (100 分の 3.65)</td> </tr> <tr> <td>年 400 万円を超え 年 800 万円以下の金額</td> <td>100 分の 5.1 (100 分の 5.465)</td> </tr> <tr> <td>年 800 万円を超える金額</td> <td>100 分の 6.7 (100 分の 7.18)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別法人</td> <td>各事業年度の所得のうち</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 400 万円以下の金額</td> <td>100 分の 3.4 (100 分の 3.65)</td> </tr> <tr> <td>年 400 万円を超える金額</td> <td>100 分の 4.6 (100 分の 4.93)</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>3 以上の都道府県に事務所等を経て事業を行う法人のうち、資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上である法人</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通法人</td> <td>100 分の 6.7 (100 分の 7.18)</td> </tr> <tr> <td>特別法人</td> <td>100 分の 4.6 (100 分の 4.93)</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税 率	各事業年度の所得のうち	年 400 万円以下の金額	100 分の 3.4 (100 分の 3.65)	年 400 万円を超え 年 800 万円以下の金額	100 分の 5.1 (100 分の 5.465)	年 800 万円を超える金額	100 分の 6.7 (100 分の 7.18)	特別法人	各事業年度の所得のうち	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 400 万円以下の金額</td> <td>100 分の 3.4 (100 分の 3.65)</td> </tr> <tr> <td>年 400 万円を超える金額</td> <td>100 分の 4.6 (100 分の 4.93)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税 率	年 400 万円以下の金額	100 分の 3.4 (100 分の 3.65)	年 400 万円を超える金額	100 分の 4.6 (100 分の 4.93)	3 以上の都道府県に事務所等を経て事業を行う法人のうち、資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上である法人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通法人</td> <td>100 分の 6.7 (100 分の 7.18)</td> </tr> <tr> <td>特別法人</td> <td>100 分の 4.6 (100 分の 4.93)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税 率	普通法人	100 分の 6.7 (100 分の 7.18)	特別法人	100 分の 4.6 (100 分の 4.93)
		区 分	税 率																										
	各事業年度の所得のうち	年 400 万円以下の金額	100 分の 3.4 (100 分の 3.65)																										
		年 400 万円を超え 年 800 万円以下の金額	100 分の 5.1 (100 分の 5.465)																										
		年 800 万円を超える金額	100 分の 6.7 (100 分の 7.18)																										
	特別法人	各事業年度の所得のうち	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 400 万円以下の金額</td> <td>100 分の 3.4 (100 分の 3.65)</td> </tr> <tr> <td>年 400 万円を超える金額</td> <td>100 分の 4.6 (100 分の 4.93)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税 率	年 400 万円以下の金額	100 分の 3.4 (100 分の 3.65)	年 400 万円を超える金額	100 分の 4.6 (100 分の 4.93)																				
		区 分	税 率																										
	年 400 万円以下の金額	100 分の 3.4 (100 分の 3.65)																											
年 400 万円を超える金額	100 分の 4.6 (100 分の 4.93)																												
3 以上の都道府県に事務所等を経て事業を行う法人のうち、資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上である法人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通法人</td> <td>100 分の 6.7 (100 分の 7.18)</td> </tr> <tr> <td>特別法人</td> <td>100 分の 4.6 (100 分の 4.93)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税 率	普通法人	100 分の 6.7 (100 分の 7.18)	特別法人	100 分の 4.6 (100 分の 4.93)																						
区 分	税 率																												
普通法人	100 分の 6.7 (100 分の 7.18)																												
特別法人	100 分の 4.6 (100 分の 4.93)																												
特別法人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>各事業年度の所得のうち</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 400 万円以下の所得金額</td> <td>100 分の 1.6 (100 分の 1.755)</td> </tr> <tr> <td>年 400 万円を超え年 800 万円以下の所得金額</td> <td>100 分の 2.3 (100 分の 2.53)</td> </tr> <tr> <td>年 800 万円を超える所得金額及び清算所得</td> <td>100 分の 3.1 (100 分の 3.4)</td> </tr> <tr> <td>付加価値割</td> <td>100 分の 0.72 (100 分の 0.756)</td> </tr> <tr> <td>資 本 割</td> <td>100 分の 0.3 (100 分の 0.315)</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>3 以上の都道府県に事務所等を経て事業を行う法人のうち、資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上である法人</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外形標準課税適用法人の基準法人所得割額</td> <td>93.5%</td> </tr> <tr> <td>外形標準課税適用法人以外の法人の基準法人所得割額</td> <td>43.2%</td> </tr> <tr> <td>基準法人収入割額</td> <td>43.2%</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税 率	各事業年度の所得のうち	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 400 万円以下の所得金額</td> <td>100 分の 1.6 (100 分の 1.755)</td> </tr> <tr> <td>年 400 万円を超え年 800 万円以下の所得金額</td> <td>100 分の 2.3 (100 分の 2.53)</td> </tr> <tr> <td>年 800 万円を超える所得金額及び清算所得</td> <td>100 分の 3.1 (100 分の 3.4)</td> </tr> <tr> <td>付加価値割</td> <td>100 分の 0.72 (100 分の 0.756)</td> </tr> <tr> <td>資 本 割</td> <td>100 分の 0.3 (100 分の 0.315)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税 率	年 400 万円以下の所得金額	100 分の 1.6 (100 分の 1.755)	年 400 万円を超え年 800 万円以下の所得金額	100 分の 2.3 (100 分の 2.53)	年 800 万円を超える所得金額及び清算所得	100 分の 3.1 (100 分の 3.4)	付加価値割	100 分の 0.72 (100 分の 0.756)	資 本 割	100 分の 0.3 (100 分の 0.315)	3 以上の都道府県に事務所等を経て事業を行う法人のうち、資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上である法人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外形標準課税適用法人の基準法人所得割額</td> <td>93.5%</td> </tr> <tr> <td>外形標準課税適用法人以外の法人の基準法人所得割額</td> <td>43.2%</td> </tr> <tr> <td>基準法人収入割額</td> <td>43.2%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税 率	外形標準課税適用法人の基準法人所得割額	93.5%	外形標準課税適用法人以外の法人の基準法人所得割額	43.2%	基準法人収入割額	43.2%		
区 分	税 率																												
各事業年度の所得のうち	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 400 万円以下の所得金額</td> <td>100 分の 1.6 (100 分の 1.755)</td> </tr> <tr> <td>年 400 万円を超え年 800 万円以下の所得金額</td> <td>100 分の 2.3 (100 分の 2.53)</td> </tr> <tr> <td>年 800 万円を超える所得金額及び清算所得</td> <td>100 分の 3.1 (100 分の 3.4)</td> </tr> <tr> <td>付加価値割</td> <td>100 分の 0.72 (100 分の 0.756)</td> </tr> <tr> <td>資 本 割</td> <td>100 分の 0.3 (100 分の 0.315)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税 率	年 400 万円以下の所得金額	100 分の 1.6 (100 分の 1.755)	年 400 万円を超え年 800 万円以下の所得金額	100 分の 2.3 (100 分の 2.53)	年 800 万円を超える所得金額及び清算所得	100 分の 3.1 (100 分の 3.4)	付加価値割	100 分の 0.72 (100 分の 0.756)	資 本 割	100 分の 0.3 (100 分の 0.315)																
区 分	税 率																												
年 400 万円以下の所得金額	100 分の 1.6 (100 分の 1.755)																												
年 400 万円を超え年 800 万円以下の所得金額	100 分の 2.3 (100 分の 2.53)																												
年 800 万円を超える所得金額及び清算所得	100 分の 3.1 (100 分の 3.4)																												
付加価値割	100 分の 0.72 (100 分の 0.756)																												
資 本 割	100 分の 0.3 (100 分の 0.315)																												
3 以上の都道府県に事務所等を経て事業を行う法人のうち、資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上である法人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外形標準課税適用法人の基準法人所得割額</td> <td>93.5%</td> </tr> <tr> <td>外形標準課税適用法人以外の法人の基準法人所得割額</td> <td>43.2%</td> </tr> <tr> <td>基準法人収入割額</td> <td>43.2%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税 率	外形標準課税適用法人の基準法人所得割額	93.5%	外形標準課税適用法人以外の法人の基準法人所得割額	43.2%	基準法人収入割額	43.2%																				
区 分	税 率																												
外形標準課税適用法人の基準法人所得割額	93.5%																												
外形標準課税適用法人以外の法人の基準法人所得割額	43.2%																												
基準法人収入割額	43.2%																												
収入金額課税法人	電気供給業、ガス供給業又は保険業を行う法人	100 分の 0.9 (100 分の 0.965)																											
住宅及び土地	100 分の 3 (平成 30 年 3 月 31 日までの取得) 宅地評価土地 (住宅用地・商業用地) に係る課税標準の特例 (2 分の 1) を 3 年延長																												
エコカー減税	エコカー減税の 2 年延長 (基準の見直し、重点化)																												
対象鳥獣捕獲員又は認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録に係るもの非課税 有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲の従事者が受ける狩猟者の登録に係る税率：通常の 2 分の 1																													
府 税	府税収入比 (対前年比)	286,049 (114.0)																											
標準収入額 (対前年比)	260,370 (115.8)																												
譲 与 税	譲与額 (対前年比)	44,764 (91.1)																											
標準収入額 (対前年比)	45,161 (100.2)																												

税 目		平成 28 年度																																																																																																								
府 民 税	個 人	均等割 豊かな森を育てる府民税を創設 税額(年)600円を均等割に上乘せ																																																																																																								
	配当割及び 株式等譲渡所得割																																																																																																									
	法 人																																																																																																									
	利 子 割																																																																																																									
事 業 税	個 人	平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から外形標準課税を見直し (3/8 から 5/8 に拡大) ※ () は超過税率																																																																																																								
	法 人	1 資本金の額又は出資金の額が 1 億円超の普通法人以外の法人 (外形標準課税非適用法人)																																																																																																								
		2 資本金の額又は出資金の額が 1 億円超の普通法人 (外形標準課税適用法人)																																																																																																								
		所得課税法人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">普通法人 各事業年度の所得のうち</td> <td>年 400 万円以下の金額</td> <td>100 分の 3.4 (100 分の 3.65)</td> </tr> <tr> <td>年 400 万円を超え 年 800 万円以下の金額</td> <td>100 分の 5.1 (100 分の 5.465)</td> </tr> <tr> <td>年 800 万円以下の金額</td> <td>100 分の 6.7 (100 分の 7.18)</td> </tr> <tr> <td>年 800 万円を超える金額</td> <td>100 分の 6.7 (100 分の 7.18)</td> </tr> <tr> <td>特別法人 各事業年度の所得のうち</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 400 万円以下の金額</td> <td>100 分の 3.4 (100 分の 3.65)</td> </tr> <tr> <td>年 400 万円を超える金額</td> <td>100 分の 4.6 (100 分の 4.93)</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>3 以上の都道府県に事務所等設けて事業を行う法人のうち、資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上である法人</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通法人</td> <td>100 分の 6.7 (100 分の 7.18)</td> </tr> <tr> <td>特別法人</td> <td>100 分の 4.6 (100 分の 4.93)</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>収入金額課税法人</td> <td>電気供給業、ガス供給業又は保険業を行う法人</td> <td>100 分の 0.9 (100 分の 0.965)</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">所得割</td> <td>所得</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 400 万円以下の所得金額</td> <td>100 分の 0.3 (100 分の 0.395)</td> </tr> <tr> <td>年 400 万円を超え年 800 万円以下の所得金額</td> <td>100 分の 0.5 (100 分の 0.635)</td> </tr> <tr> <td>年 800 万円を超える所得金額及び清算所得</td> <td>100 分の 0.7 (100 分の 0.88)</td> </tr> <tr> <td>付加価値割</td> <td>100 分の 1.2 (100 分の 1.26)</td> </tr> <tr> <td>資本割</td> <td>100 分の 0.5 (100 分の 0.525)</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2">3 地方法人特別税</td> <td> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外形標準課税適用法人の基準法人所得割額</td> <td>414.2%</td> </tr> <tr> <td>外形標準課税適用法人以外の法人の基準法人所得割額</td> <td>43.2%</td> </tr> <tr> <td>基準法人収入割額</td> <td>43.2%</td> </tr> </tbody> </table> </td> </tr> <tr> <td>地方消費税</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>不動産取得税</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>府たばこ税 (63年度まで) (府たばこ消費税)</td> <td colspan="2">旧 3 級品 税率 1,000 本につき 481 円 (平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで)</td> </tr> <tr> <td>ゴルフ場利用税 (63年度まで) (娯楽施設利用税)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>自動車税</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>鉱 区 税</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>府が課する 固定資産税</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>自動車取得税</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>軽油引取税</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>狩 猟 税 (平成 15 年度まで) (入 猟 税)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>産業廃棄物税</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">府 税</td> <td>府 税 収 入 比 (対前年比)</td> <td colspan="2">279,407 (97.7)</td> </tr> <tr> <td>標 準 収 入 額 (対前年比)</td> <td colspan="2">272,282 (104.6)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">譲 与 税</td> <td>譲 与 額 (対前年比)</td> <td colspan="2">37,961 (84.8)</td> </tr> <tr> <td>標 準 収 入 額 (対前年比)</td> <td colspan="2">39,923 (88.4)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税 率	普通法人 各事業年度の所得のうち	年 400 万円以下の金額	100 分の 3.4 (100 分の 3.65)	年 400 万円を超え 年 800 万円以下の金額	100 分の 5.1 (100 分の 5.465)	年 800 万円以下の金額	100 分の 6.7 (100 分の 7.18)	年 800 万円を超える金額	100 分の 6.7 (100 分の 7.18)	特別法人 各事業年度の所得のうち	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 400 万円以下の金額</td> <td>100 分の 3.4 (100 分の 3.65)</td> </tr> <tr> <td>年 400 万円を超える金額</td> <td>100 分の 4.6 (100 分の 4.93)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税 率	年 400 万円以下の金額	100 分の 3.4 (100 分の 3.65)	年 400 万円を超える金額	100 分の 4.6 (100 分の 4.93)	3 以上の都道府県に事務所等設けて事業を行う法人のうち、資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上である法人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通法人</td> <td>100 分の 6.7 (100 分の 7.18)</td> </tr> <tr> <td>特別法人</td> <td>100 分の 4.6 (100 分の 4.93)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税 率	普通法人	100 分の 6.7 (100 分の 7.18)	特別法人	100 分の 4.6 (100 分の 4.93)	収入金額課税法人	電気供給業、ガス供給業又は保険業を行う法人	100 分の 0.9 (100 分の 0.965)	所得割	所得	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 400 万円以下の所得金額</td> <td>100 分の 0.3 (100 分の 0.395)</td> </tr> <tr> <td>年 400 万円を超え年 800 万円以下の所得金額</td> <td>100 分の 0.5 (100 分の 0.635)</td> </tr> <tr> <td>年 800 万円を超える所得金額及び清算所得</td> <td>100 分の 0.7 (100 分の 0.88)</td> </tr> <tr> <td>付加価値割</td> <td>100 分の 1.2 (100 分の 1.26)</td> </tr> <tr> <td>資本割</td> <td>100 分の 0.5 (100 分の 0.525)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税 率	年 400 万円以下の所得金額	100 分の 0.3 (100 分の 0.395)	年 400 万円を超え年 800 万円以下の所得金額	100 分の 0.5 (100 分の 0.635)	年 800 万円を超える所得金額及び清算所得	100 分の 0.7 (100 分の 0.88)	付加価値割	100 分の 1.2 (100 分の 1.26)	資本割	100 分の 0.5 (100 分の 0.525)	3 地方法人特別税		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外形標準課税適用法人の基準法人所得割額</td> <td>414.2%</td> </tr> <tr> <td>外形標準課税適用法人以外の法人の基準法人所得割額</td> <td>43.2%</td> </tr> <tr> <td>基準法人収入割額</td> <td>43.2%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税 率	外形標準課税適用法人の基準法人所得割額	414.2%	外形標準課税適用法人以外の法人の基準法人所得割額	43.2%	基準法人収入割額	43.2%	地方消費税			不動産取得税			府たばこ税 (63年度まで) (府たばこ消費税)	旧 3 級品 税率 1,000 本につき 481 円 (平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで)		ゴルフ場利用税 (63年度まで) (娯楽施設利用税)			自動車税			鉱 区 税			府が課する 固定資産税			自動車取得税			軽油引取税			狩 猟 税 (平成 15 年度まで) (入 猟 税)			産業廃棄物税			府 税	府 税 収 入 比 (対前年比)	279,407 (97.7)		標 準 収 入 額 (対前年比)	272,282 (104.6)		譲 与 税	譲 与 額 (対前年比)	37,961 (84.8)		標 準 収 入 額 (対前年比)	39,923 (88.4)	
		区 分	税 率																																																																																																							
	普通法人 各事業年度の所得のうち	年 400 万円以下の金額	100 分の 3.4 (100 分の 3.65)																																																																																																							
		年 400 万円を超え 年 800 万円以下の金額	100 分の 5.1 (100 分の 5.465)																																																																																																							
		年 800 万円以下の金額	100 分の 6.7 (100 分の 7.18)																																																																																																							
		年 800 万円を超える金額	100 分の 6.7 (100 分の 7.18)																																																																																																							
	特別法人 各事業年度の所得のうち	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 400 万円以下の金額</td> <td>100 分の 3.4 (100 分の 3.65)</td> </tr> <tr> <td>年 400 万円を超える金額</td> <td>100 分の 4.6 (100 分の 4.93)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税 率	年 400 万円以下の金額	100 分の 3.4 (100 分の 3.65)	年 400 万円を超える金額	100 分の 4.6 (100 分の 4.93)																																																																																																		
区 分	税 率																																																																																																									
年 400 万円以下の金額	100 分の 3.4 (100 分の 3.65)																																																																																																									
年 400 万円を超える金額	100 分の 4.6 (100 分の 4.93)																																																																																																									
3 以上の都道府県に事務所等設けて事業を行う法人のうち、資本金の額又は出資金の額が 1,000 万円以上である法人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通法人</td> <td>100 分の 6.7 (100 分の 7.18)</td> </tr> <tr> <td>特別法人</td> <td>100 分の 4.6 (100 分の 4.93)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税 率	普通法人	100 分の 6.7 (100 分の 7.18)	特別法人	100 分の 4.6 (100 分の 4.93)																																																																																																			
区 分	税 率																																																																																																									
普通法人	100 分の 6.7 (100 分の 7.18)																																																																																																									
特別法人	100 分の 4.6 (100 分の 4.93)																																																																																																									
収入金額課税法人	電気供給業、ガス供給業又は保険業を行う法人	100 分の 0.9 (100 分の 0.965)																																																																																																								
所得割	所得	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年 400 万円以下の所得金額</td> <td>100 分の 0.3 (100 分の 0.395)</td> </tr> <tr> <td>年 400 万円を超え年 800 万円以下の所得金額</td> <td>100 分の 0.5 (100 分の 0.635)</td> </tr> <tr> <td>年 800 万円を超える所得金額及び清算所得</td> <td>100 分の 0.7 (100 分の 0.88)</td> </tr> <tr> <td>付加価値割</td> <td>100 分の 1.2 (100 分の 1.26)</td> </tr> <tr> <td>資本割</td> <td>100 分の 0.5 (100 分の 0.525)</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税 率	年 400 万円以下の所得金額	100 分の 0.3 (100 分の 0.395)	年 400 万円を超え年 800 万円以下の所得金額	100 分の 0.5 (100 分の 0.635)	年 800 万円を超える所得金額及び清算所得	100 分の 0.7 (100 分の 0.88)	付加価値割	100 分の 1.2 (100 分の 1.26)	資本割	100 分の 0.5 (100 分の 0.525)																																																																																												
	区 分	税 率																																																																																																								
	年 400 万円以下の所得金額	100 分の 0.3 (100 分の 0.395)																																																																																																								
	年 400 万円を超え年 800 万円以下の所得金額	100 分の 0.5 (100 分の 0.635)																																																																																																								
年 800 万円を超える所得金額及び清算所得	100 分の 0.7 (100 分の 0.88)																																																																																																									
付加価値割	100 分の 1.2 (100 分の 1.26)																																																																																																									
資本割	100 分の 0.5 (100 分の 0.525)																																																																																																									
3 地方法人特別税		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外形標準課税適用法人の基準法人所得割額</td> <td>414.2%</td> </tr> <tr> <td>外形標準課税適用法人以外の法人の基準法人所得割額</td> <td>43.2%</td> </tr> <tr> <td>基準法人収入割額</td> <td>43.2%</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税 率	外形標準課税適用法人の基準法人所得割額	414.2%	外形標準課税適用法人以外の法人の基準法人所得割額	43.2%	基準法人収入割額	43.2%																																																																																																
区 分	税 率																																																																																																									
外形標準課税適用法人の基準法人所得割額	414.2%																																																																																																									
外形標準課税適用法人以外の法人の基準法人所得割額	43.2%																																																																																																									
基準法人収入割額	43.2%																																																																																																									
地方消費税																																																																																																										
不動産取得税																																																																																																										
府たばこ税 (63年度まで) (府たばこ消費税)	旧 3 級品 税率 1,000 本につき 481 円 (平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで)																																																																																																									
ゴルフ場利用税 (63年度まで) (娯楽施設利用税)																																																																																																										
自動車税																																																																																																										
鉱 区 税																																																																																																										
府が課する 固定資産税																																																																																																										
自動車取得税																																																																																																										
軽油引取税																																																																																																										
狩 猟 税 (平成 15 年度まで) (入 猟 税)																																																																																																										
産業廃棄物税																																																																																																										
府 税	府 税 収 入 比 (対前年比)	279,407 (97.7)																																																																																																								
	標 準 収 入 額 (対前年比)	272,282 (104.6)																																																																																																								
譲 与 税	譲 与 額 (対前年比)	37,961 (84.8)																																																																																																								
	標 準 収 入 額 (対前年比)	39,923 (88.4)																																																																																																								

年度	元	11	12	16					
普通税	→	ゴルフ場利用税	—	ゴルフ場利用税	—	ゴルフ場利用税	—	ゴルフ場利用税	—
	—	固定資産税	—	固定資産税	—	固定資産税	—	固定資産税	—
	—	事業税	—	事業税	—	事業税	—	事業税	—
	—	鉦区税	—	鉦区税	—	鉦区税	—	鉦区税	—
	→	特別地方消費税	—	特別地方消費税	—	特別地方消費税	—	特別地方消費税	—
			—	地方消費税	—	地方消費税	—	地方消費税	—
	—	道府県民税	—	道府県民税	—	道府県民税	—	道府県民税	—
	→	道府県たばこ税	—	道府県たばこ税	—	道府県たばこ税	—	道府県たばこ税	—
	—	自動車税	—	自動車税	—	自動車税	—	自動車税	—
	—	不動産取得税	—	不動産取得税	—	不動産取得税	—	不動産取得税	—
目的税	—	狩猟者登録税	—	狩猟者登録税	—	狩猟者登録税	—	狩猟者登録税	—
	—	法定外普通税	—	法定外普通税	—	法定外普通税	—	法定外普通税	—
	—	入猟税	—	入猟税	—	入猟税	→	狩猟税	—
	—	水利地益税	—	水利地益税	—	水利地益税	—	水利地益税	—
	—	軽油引取税	—	軽油引取税	—	軽油引取税	—	軽油引取税	—
	—	自動車取得税	—	自動車取得税	—	自動車取得税	—	自動車取得税	—
			—	法定外目的税	—	法定外目的税	—	法定外目的税	—

17	21		
—	ゴルフ場利用税	—	ゴルフ場利用税
—	固定資産税	—	固定資産税
—	事業税	—	事業税
—	鉦区税	—	鉦区税
—	地方消費税	—	地方消費税
—	道府県民税	—	道府県民税
—	道府県たばこ税	—	道府県たばこ税
—	自動車税	—	自動車税
—	不動産取得税	—	不動産取得税
		↑	軽油引取税
		↑	自動車取得税
—	法定外普通税	—	法定外普通税
—	狩猟税	—	狩猟税
—	水利地益税	—	水利地益税
—	軽油引取税	—	軽油引取税
—	自動車取得税	—	自動車取得税
—	法定外目的税	—	法定外目的税

平成28年度

京都府税務統計

平成29年12月 発行

編集発行 京都府総務部税務課

所在地 京都市上京区下立売通新町西入
藪ノ内町

●
京都府総務部税務課

TEL (075)414-4429